

**昭島市障害福祉計画策定のための
障害福祉サービス事業所・障害福祉団体
アンケート調査 報告書**

平成29年7月

昭島市

目 次

1	障害福祉サービス事業所調査概要	1
2	障害福祉サービス事業所調査結果	2
3	障害福祉団体調査概要	27
4	障害福祉団体調査結果	28
5	アンケート調査に関するヒアリング実施概要	37
6	アンケート調査に関するヒアリング結果	38
7	資料（障害福祉サービス事業所調査票）	43
8	資料（障害福祉団体調査票）	52

1 障害福祉サービス事業所調査概要

1 調査目的

昭島市では、第5期昭島市障害福祉計画策定の基礎資料とするとともに、今後の障害福祉施策の推進に役立てるため、障害福祉サービス事業所に、事業状況や今後の事業展開、福祉に対するご意見やご要望をお伺いするためのアンケート調査を実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者： 昭島市内の障害福祉サービス事業所 29事業所（配布数 39）
- ・調査方法： 郵送配布、郵送回収
- ・調査期間： 平成29年4月～5月

3 調査内容（項目）

①事業所の概要	2問
②事業運営の概要	7問
③サービスの提供	6問
④利用者本位のしくみづくり	5問
⑤自由意見	1問
合計	21問

4 回収結果

区分	配布数	回収数	回収率
障害福祉サービス事業所	39	33	84.6%

5 集計値や図表の表記について

- ・集計した数値（％）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。そのため、数値（％）の合計が100.0%にならないことがあります。
- ・回答者数を分母として計算しているため、複数回答の場合には数値（％）の合計が100.0%を超えます。

2 障害福祉サービス事業所調査結果

問1 貴事業所の概要について、差し支えない範囲でご記入ください。

項目	(件)	(%)
社会福祉法人	17	51.5%
医療法人	0	0.0%
財団法人・社団法人	1	3.0%
特定非営利活動法人(NPO法人)	11	33.3%
株式会社・有限会社	2	6.1%
その他	2	6.1%
回答数	33	100.0%

33事業所を法人の種類で区分したところ、事業所数は、「社会福祉法人」が17事業所で全体の半数以上を占めており、「財団法人・社団法人」が1事業所、「NPO法人」が11事業所、「株式会社・有限会社」が2事業所、「その他」として合資会社が2事業所ありました。

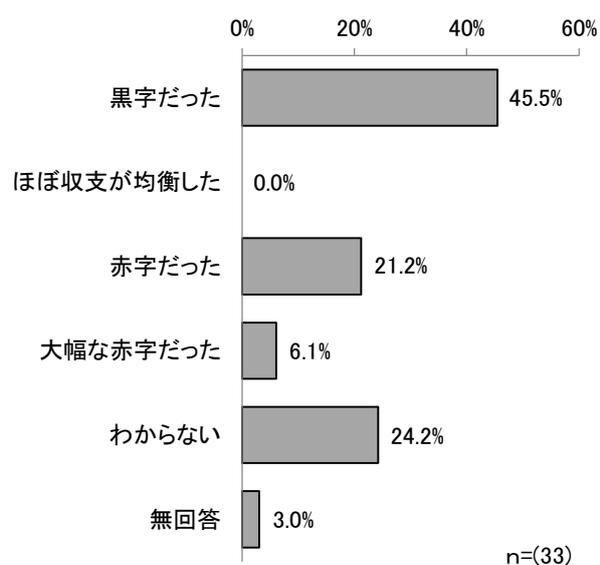
問2 平成29年4月1日時点において、貴事業所が提供している障害のある人に対するサービスの種類、サービスごとの利用者（うち昭島市民人数）をご記入ください。なお、重複障害は主たる障害で計上してください。

(単位:人) ()内は昭島市民の人数

	サービス種類	事業所数	身体障害				知的障害				精神障害				その他			
			成人		児童		成人		児童		成人		児童		成人		児童	
訪問系サービス	居宅介護	3	8	(6)	2	(1)	8	(6)	4	(4)	35	(35)						
	重度訪問介護	3	4	(2)			1											
	同行援護	1	4	(4)			1	(1)										
	行動援護	2					8	(6)	12	(6)								
日中活動系サービス	生活介護	3	16	(16)			72	(22)										
	就労移行支援	3					3	(1)			5	(1)						
	就労継続支援B型	9	16	(6)			123	(77)			174	(90)			5	(5)		
	短期入所	1					40	(23)										
サービス系	居住系	共同生活援助	2					15	(6)			12	(8)					
相談支援	計画相談支援	4	92	(92)			288	(243)			246	(103)			68	(68)		
	地域相談支援	1								1	(1)							
障害児支援	児童発達支援	2							26	(23)							25	(8)
	放課後等デイサービス	4							84	(68)							25	(11)
	障害児相談支援	7			4	(4)			135	(125)			4	(4)			17	(9)
支援事業	地域生活	移動支援	3					53	(30)	20	(9)	1	(1)					
市委託事業	就労支援	1	7	(7)			11	(11)			32	(32)			19	(19)		
	地域活動支援センター	1					17	(15)			95	(85)			2	(2)		
	虐待防止センター	1	4	(4)			1	(1)	1	(1)	1	(1)						
	移送サービス	1	15	(15)			1	(0)							4	(4)		
	参加型サービス	1	19	(16)			2	(2)										

問3 貴事業所の平成27年度の収支をお聞きします。(〇は1つ)

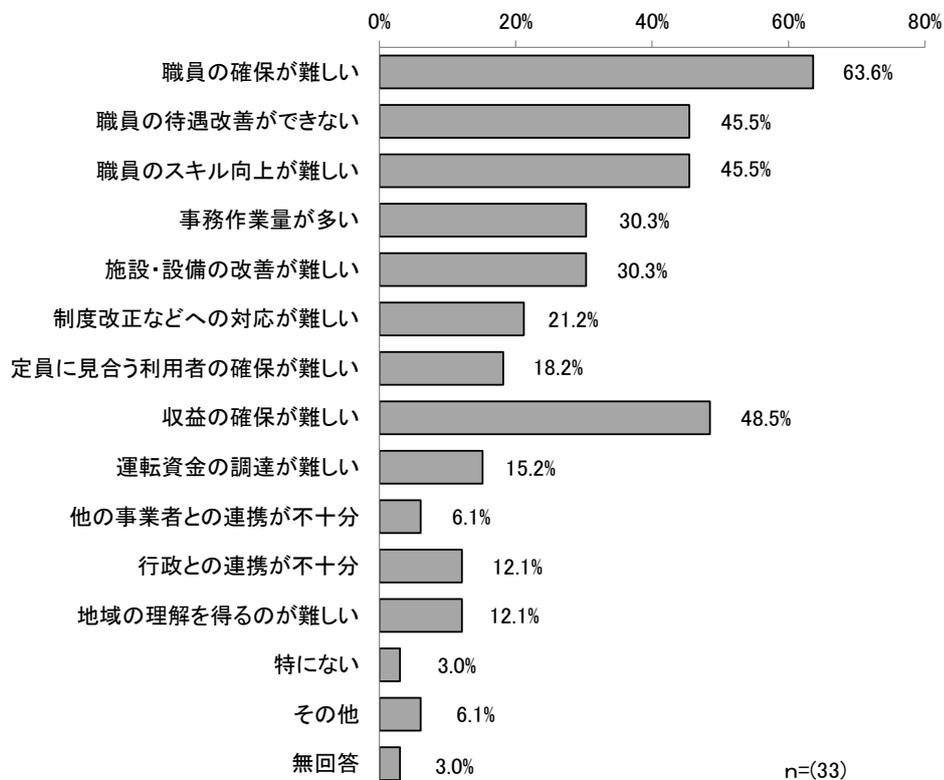
項目	(件)	(%)
黒字だった	15	45.5%
ほぼ収支が均衡した	0	0.0%
赤字だった	7	21.2%
大幅な赤字だった	2	6.1%
わからない	8	24.2%
無回答	1	3.0%
回答数	33	100.0%



平成27年度の収支は「黒字だった」が45.5%と最も高く、次いで「わからない」が24.2%、「赤字だった」が21.2%となっています。

問4 貴事業所を経営していく上で問題となっていることは何ですか。
 (あてはまるものすべてに○)

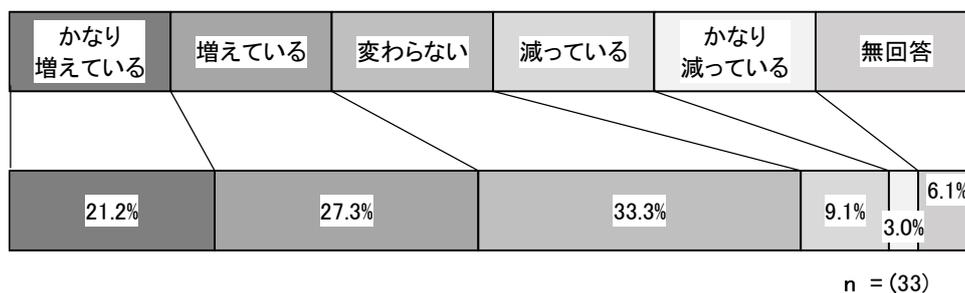
項目	(件)	(%)
職員の確保が難しい	21	63.6%
職員の待遇改善ができない	15	45.5%
職員のスキル向上が難しい	15	45.5%
事務作業量が多い	10	30.3%
施設・設備の改善が難しい	10	30.3%
制度改正などへの対応が難しい	7	21.2%
定員に見合う利用者の確保が難しい	6	18.2%
収益の確保が難しい	16	48.5%
運転資金の調達が難しい	5	15.2%
他の事業者との連携が不十分	2	6.1%
行政との連携が不十分	4	12.1%
地域の理解を得るのが難しい	4	12.1%
特にない	1	3.0%
その他	2	6.1%
無回答	1	3.0%
回答数	33	100.0%



事業所を運営していく上で問題となっているのは、「職員の確保が難しい」が63.6%と最も高く、次いで「収益の確保が難しい」が48.5%となっています。

問5 平成27年度に比べて、貴事業所における新規のサービス提供依頼者数の動向をお聞きします。
(〇は1つ)

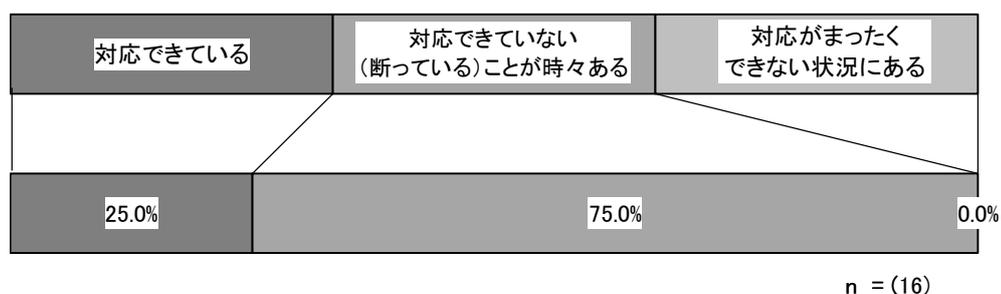
項目	(件)	(%)
かなり増えている	7	21.2%
増えている	9	27.3%
変わらない	11	33.3%
減っている	3	9.1%
かなり減っている	1	3.0%
無回答	2	6.1%
回答数	33	100.0%



新規のサービス提供依頼者数の動向は、「変わらない」が33.3%と最も高く、次いで「増えている」が27.3%、「かなり増えている」が21.2%となっています。

問6 【問5で「1 かなり増えている」「2 増えている」と回答した事業所にお聞きします。】
サービス提供依頼者数には対応できていますか。(〇は1つ)

項目	(件)	(%)
対応できている	4	25.0%
対応できていない(断っている)ことが時々ある	12	75.0%
対応がまったくできない状況にある	0	0.0%
回答数	16	100.0%



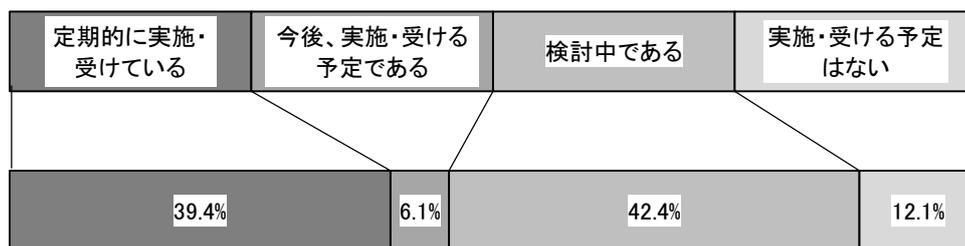
サービス提供依頼者数への対応は、「対応できていない(断っている)ことが時々ある」が75.0%と高く、「対応できている」25.0%の3倍になっています。

問7 貴事業所におけるサービスの質の評価に関する取り組みについてお聞きします。

(○は各項目それぞれ1つ)

①サービスの質の自己評価

項目	(件)	(%)
定期的実施・受けている	13	39.4%
今後、実施・受ける予定である	2	6.1%
検討中である	14	42.4%
実施・受ける予定はない	4	12.1%
回答数	33	100.0%

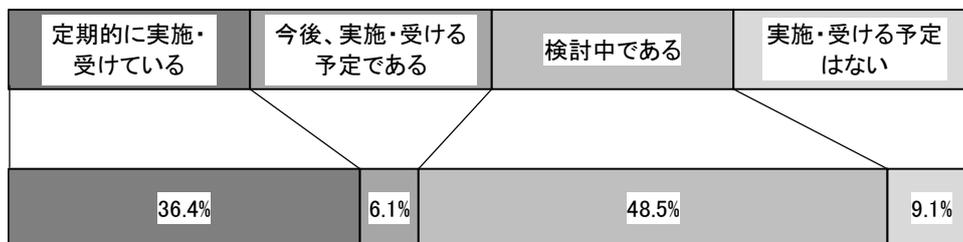


n = (33)

サービスの質の自己評価は、「検討中である」が42.4%と最も高く、「定期的実施・受けている」の39.4%よりも高くなっています。

②利用者からの評価

項目	(件)	(%)
定期的実施・受けている	12	36.4%
今後、実施・受ける予定である	2	6.1%
検討中である	16	48.5%
実施・受ける予定はない	3	9.1%
回答数	33	100.0%

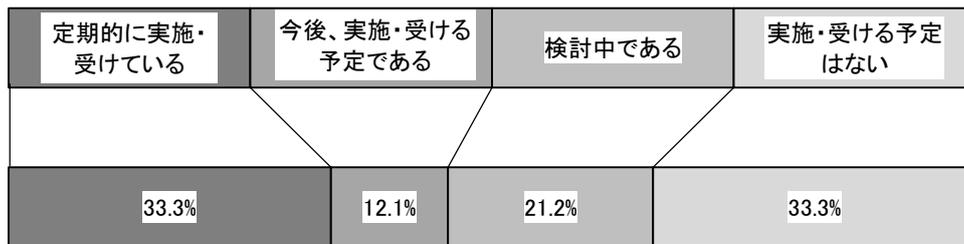


n = (33)

利用者からの評価は、「検討中である」が48.5%と最も高く、次いで「定期的実施・受けている」が36.4%となっています。

③第三者評価

項目	(件)	(%)
定期的に実施・受けている	11	33.3%
今後、実施・受ける予定である	4	12.1%
検討中である	7	21.2%
実施・受ける予定はない	11	33.3%
回答数	33	100.0%

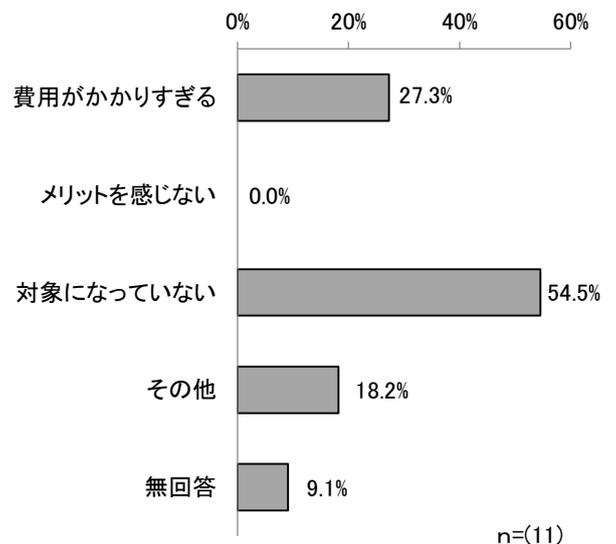


n = (33)

第三者評価は、「定期的に実施・受けている」、「実施・受ける予定はない」がそれぞれ33.3%となっています。

問8 【問7 ③第三者評価について「実施・受ける予定はない」と回答した事業所にお聞きします。】
その理由をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

項目	(件)	(%)
費用がかかりすぎる	3	27.3%
メリットを感じない	0	0.0%
対象になっていない	6	54.5%
その他	2	18.2%
無回答	1	9.1%
回答数	11	100.0%

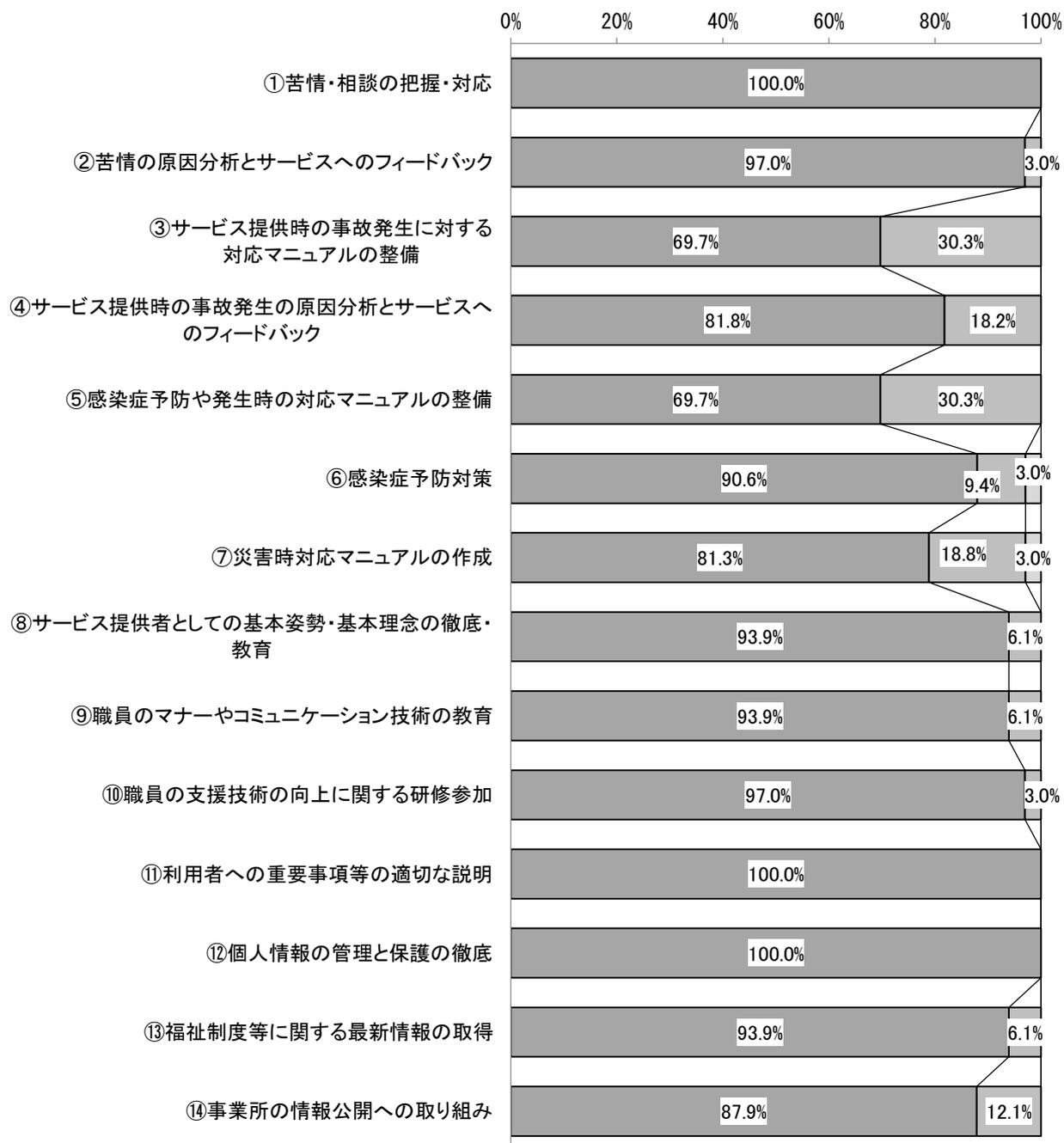


n=(11)

第三者評価について実施・受ける予定はない理由は、「対象になっていない」が54.5%と最も高く、次いで「費用がかかりすぎる」が27.3%となっています。

問9 次の項目について、貴事業所の対応状況をお答えください。（○は各項目それぞれ1つ）
また、「行っていない」に○をつけた場合は、理由を簡潔に記載してください。

項目		行っている		行っていない		無回答		回答数	
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
対応	①苦情・相談の把握・対応	33	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	33	100.0%
	②苦情の原因分析とサービスへのフィードバック	32	97.0%	1	3.0%	0	0.0%	33	100.0%
事故等への対応	③サービス提供時の事故発生に対する対応マニュアルの整備	23	69.7%	10	30.3%	0	0.0%	33	100.0%
	④サービス提供時の事故発生の原因分析とサービスへのフィードバック	27	81.8%	6	18.2%	0	0.0%	33	100.0%
	⑤感染症予防や発生時の対応マニュアルの整備	23	69.7%	10	30.3%	0	0.0%	33	100.0%
	⑥感染症予防対策	29	90.6%	3	9.4%	1	3.0%	32	100.0%
	⑦災害時対応マニュアルの作成	26	81.3%	6	18.8%	1	3.0%	32	100.0%
職員教育・研修	⑧サービス提供者としての基本姿勢・基本理念の徹底・教育	31	93.9%	2	6.1%	0	0.0%	33	100.0%
	⑨職員のマナーやコミュニケーション技術の教育	31	93.9%	2	6.1%	0	0.0%	33	100.0%
	⑩職員の支援技術の向上に関する研修参加	32	97.0%	1	3.0%	0	0.0%	33	100.0%
契約	⑪利用者への重要事項等の適切な説明	33	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	33	100.0%
職員教育・研修	⑫個人情報の管理と保護の徹底	33	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	33	100.0%
	⑬福祉制度等に関する最新情報の取得	31	93.9%	2	6.1%	0	0.0%	33	100.0%
	⑭事業所の情報公開への取り組み	29	87.9%	4	12.1%	0	0.0%	33	100.0%



n = (33)

事業所で行っている各種の対応については、「サービス提供時の事故発生に対する対応マニュアルの整備」および「感染症予防や発生時の対応マニュアルの整備」を行っていない事業所がそれぞれ30.3%と高く、他の対応と比べて遅れていることがうかがえます。

「行っていない場合の理由」に挙げられた内容は以下のとおりです。

②苦情の原因分析とサービスへのフィードバック

苦情がよせられていない。

③サービス提供時の事故発生に対する対応マニュアルの整備

マニュアル化まで手が回らない、現在検討中である、必要がない。

④サービス提供時の事故発生の原因分析とサービスへのフィードバック

現在検討中である、特に必要ない。

⑤感染症予防や発生時の対応マニュアルの整備

マニュアル化まで手が回らない、通所施設のためマニュアル作成の必要度が低い。

⑥感染症予防対策

通所の事業所でない、集団の活動ではないなど、必要度が低い。

⑦災害時対応マニュアルの作成

災害の範囲を特定する事が困難である、作成を予定しているが取り組めていない。

⑧サービス提供者としての基本姿勢・基本理念の徹底・教育

口頭で伝えることにとどまっている。

⑨職員のマナーやコミュニケーション技術の教育

時間が取れない、今年度取り組む予定である。

⑩職員の支援技術の向上に関する研修参加

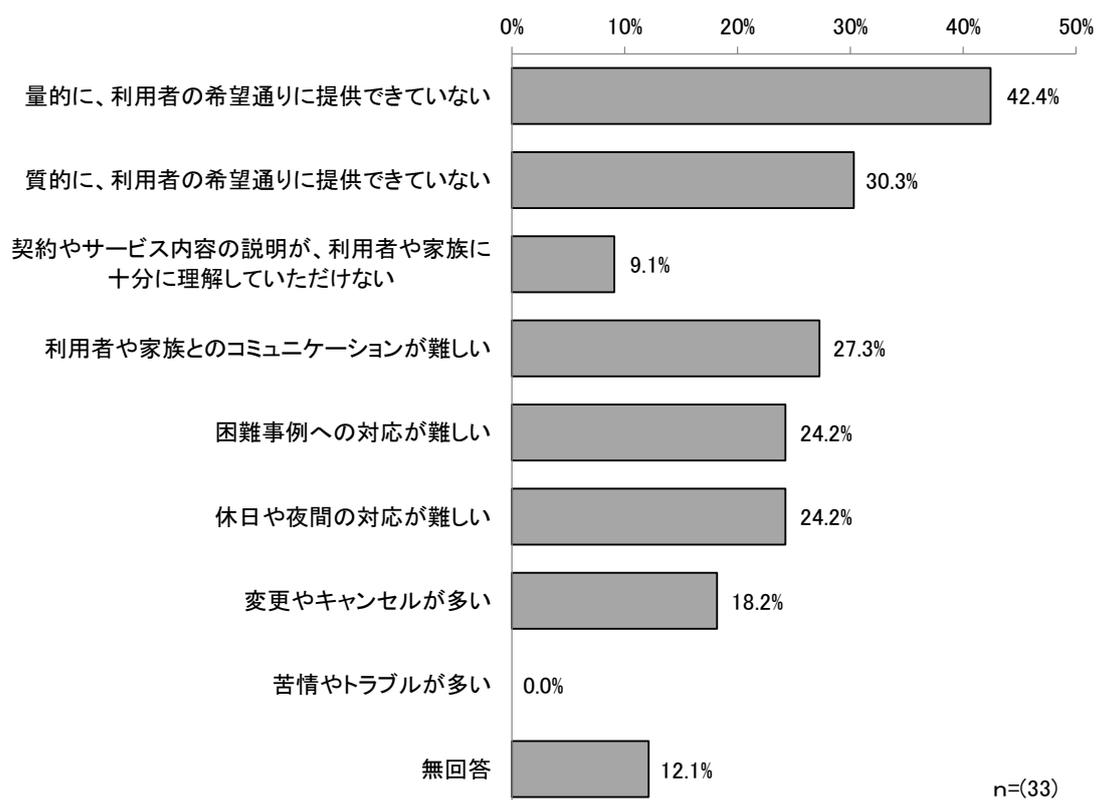
今後参加を検討している。

⑬福祉制度等に関する最新情報の取得

新制度のリリースが遅い、制度がよく分からない。

問10 貴事業所では、サービスを提供する上で、課題となっていることは何ですか。
 (あてはまるものすべてに○)

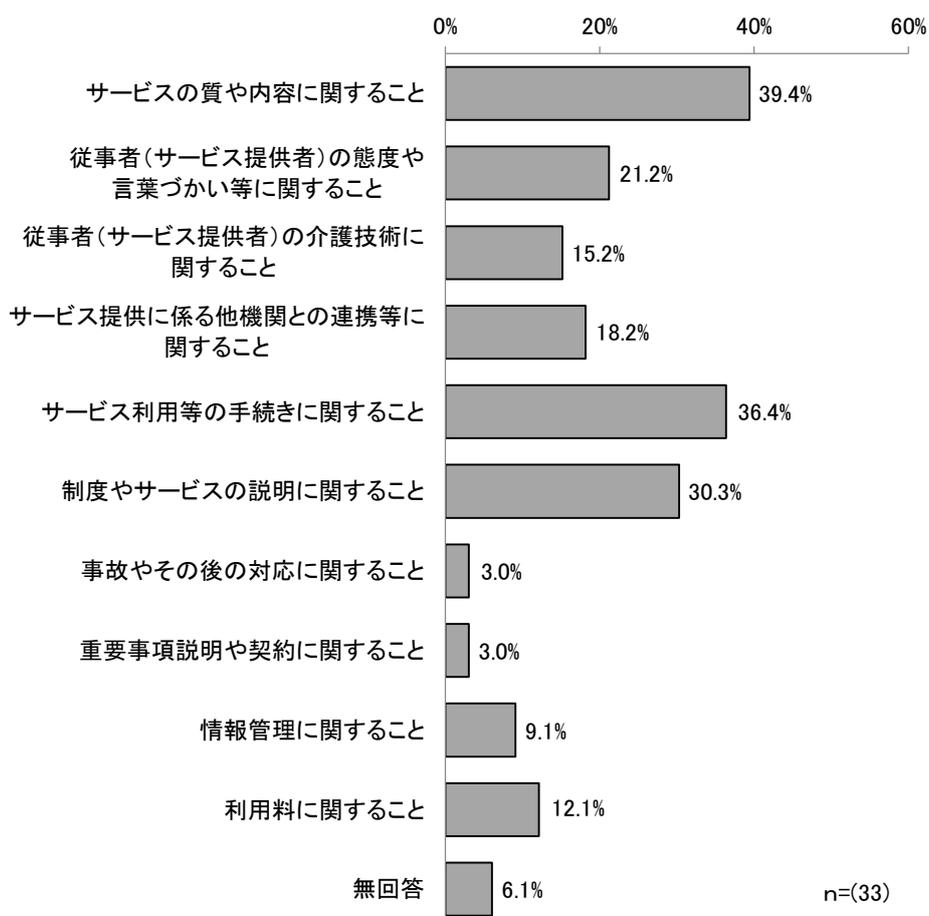
項目	(件)	(%)
量的に、利用者の希望通りに提供できていない	14	42.4%
質的に、利用者の希望通りに提供できていない	10	30.3%
契約やサービス内容の説明が、利用者や家族に十分に理解していただけない	3	9.1%
利用者や家族とのコミュニケーションが難しい	9	27.3%
困難事例への対応が難しい	8	24.2%
休日や夜間の対応が難しい	8	24.2%
変更やキャンセルが多い	6	18.2%
苦情やトラブルが多い	0	0.0%
無回答	4	12.1%
回答数	33	100.0%



サービスを提供する上で、課題となっていることは、「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」が42.4%と高く、次いで「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」が30.3%となっています。

問11 貴事業所では、サービス利用について、利用者やご家族の方からどのような相談や苦情を受けることがありますか。（あてはまるものすべてに○）

項目	(件)	(%)
サービスの質や内容に関すること	13	39.4%
従事者(サービス提供者)の態度や言葉づかい等に関すること	7	21.2%
従事者(サービス提供者)の介護技術に関すること	5	15.2%
サービス提供に係る他機関との連携等に関すること	6	18.2%
サービス利用等の手続きに関すること	12	36.4%
制度やサービスの説明に関すること	10	30.3%
事故やその後の対応に関すること	1	3.0%
重要事項説明や契約に関すること	1	3.0%
情報管理に関すること	3	9.1%
利用料に関すること	4	12.1%
無回答	2	6.1%
回答数	33	100.0%



サービスの利用に関する相談や苦情では、「サービスの質や内容に関すること」が39.4%と高く、次いで「サービス利用等の手続きに関すること」が36.4%となっています。

問12 利用者やご家族の方から貴事業所に寄せられた苦情に対して、どのような対応をしましたか。

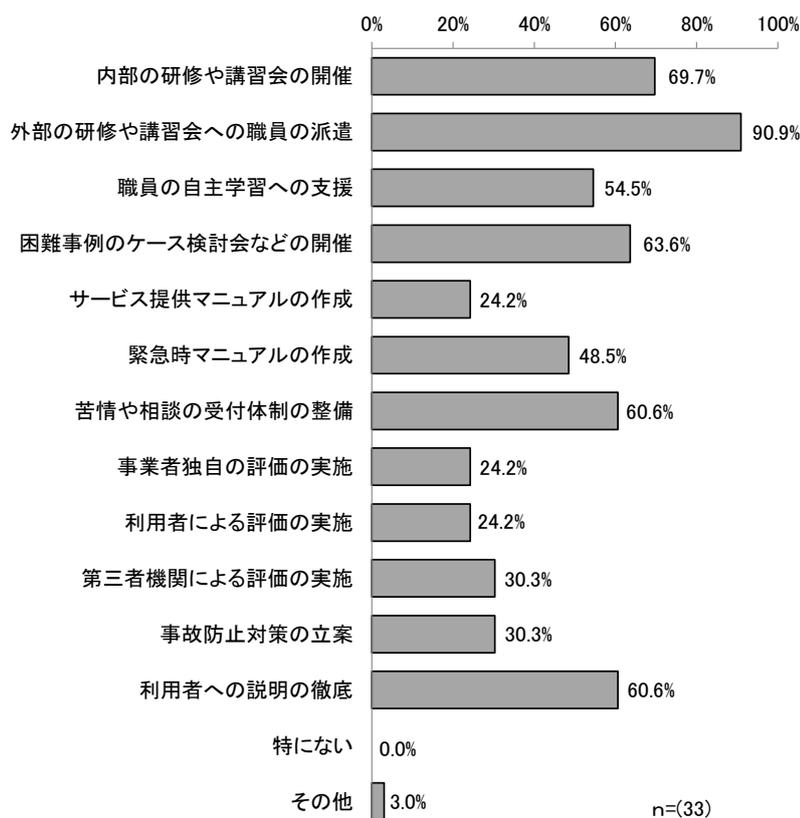
- ◇お話を十分に聞き取り、事業所内で検討し、利用者やご家族の方に納得やご理解していただけるように説明し対応した。
- ◇なるべく早く、訪問しお話をうかがい対応した。
- ◇面談時間を設け、聞き取り後、ご理解いただけるよう対応した。
- ◇電話や直接にお話しをうかがい、事業所の不手際の場合は誠実に謝罪した。
- ◇寄せられた苦情に対して真摯に受け止め謝罪及び対処法の検討結果の報告、再発防止の為にスタッフの指導・教育などを行った。
- ◇窓口で受付し、事実関係を明らかにした。
- ◇苦情対応マニュアルに添って対応した。事実確認後、事業所に否があれば担当サービスの責任者、管理者が訪問する。
- ◇受付記録を取り、担当者を指導し、利用者やご家族に謝罪し、改善方法をお伝えした。
- ◇サービスの再検討と変更を行った。
- ◇情報管理に関して、事業所内で周知、連携を行っている。
- ◇連絡帳を使用し、事業所長が速やかに回答し、電話をいれる。
- ◇連絡帳の記入内容に苦情があったため、修正し、説明して納得いただいた。
- ◇他機関（特に相談支援センター）と連携して対応に当たっている。
- ◇事業所内で起きた本人の出来事をタイムリーにお伝えする。

主な対応としては、利用者やご家族の方とお会いしてじっくり話を聞き、納得やご理解をしていただいているという意見が多くなっています。

その他、事業所に否のあった場合は、丁寧に謝罪を行う、再発防止のため職員の再教育を行っている、他機関と連携した対応を行っている、などがあります。

問13 貴事業所では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。
 (あてはまるものすべてに○)

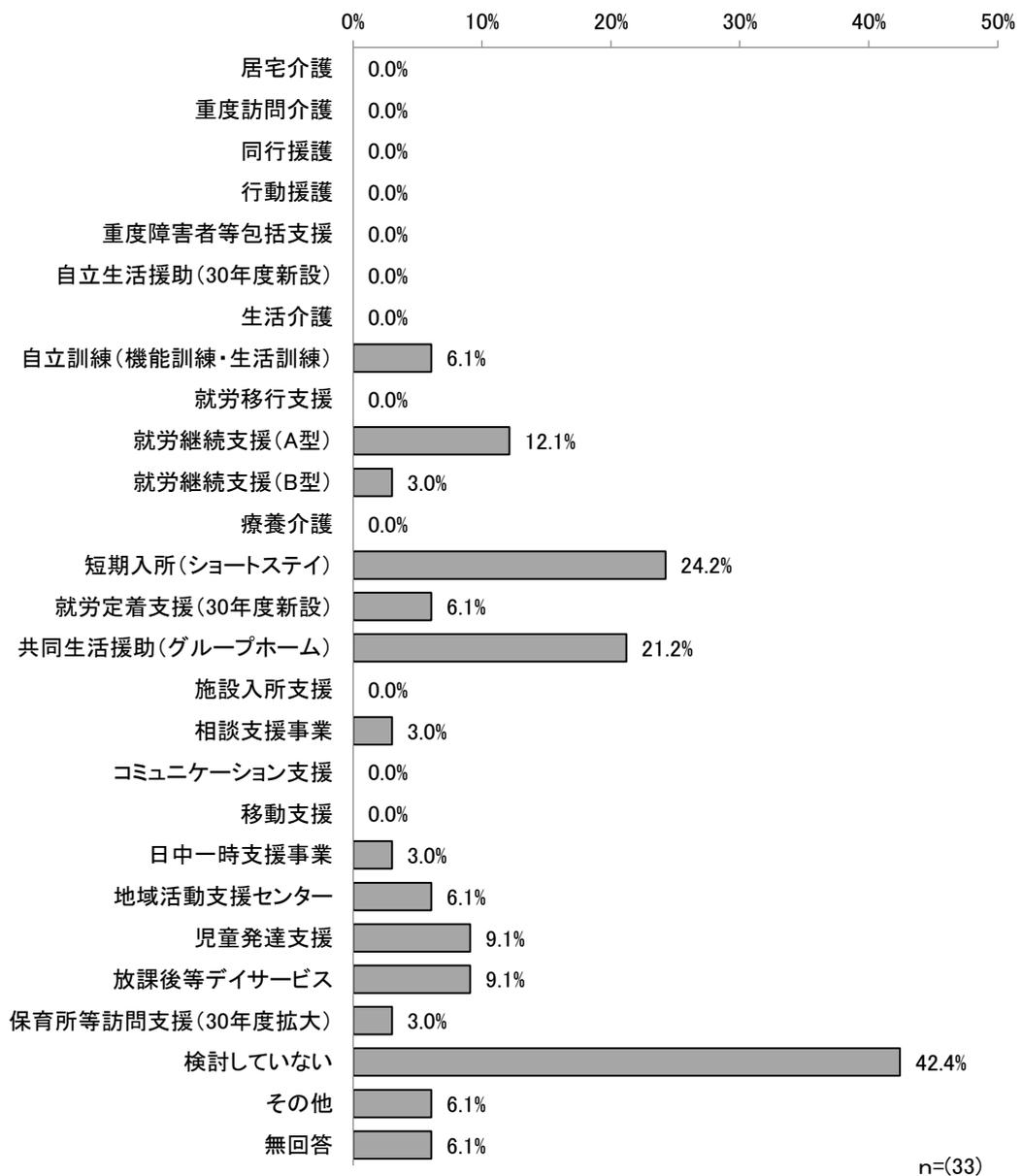
項目	(件)	(%)
内部の研修や講習会の開催	23	69.7%
外部の研修や講習会への職員の派遣	30	90.9%
職員の自主学習への支援	18	54.5%
困難事例のケース検討会などの開催	21	63.6%
サービス提供マニュアルの作成	8	24.2%
緊急時マニュアルの作成	16	48.5%
苦情や相談の受付体制の整備	20	60.6%
事業者独自の評価の実施	8	24.2%
利用者による評価の実施	8	24.2%
第三者機関による評価の実施	10	30.3%
事故防止対策の立案	10	30.3%
利用者への説明の徹底	20	60.6%
特にない	0	0.0%
その他	1	3.0%
回答数	33	100.0%



各事業所がサービス向上のために取り組んでいることは、「外部の研修や講習会への職員の派遣」が90.9%と最も高く、次いで「内部の研修や講習会の開催」が69.7%となっており、研修への取り組みが高くなっていることがうかがえます。

問14 貴事業所では、今後、新規にどのような障害福祉サービス等への参入を検討していますか。
 (あてはまるものすべてに○)

項目	(件)	(%)
居宅介護	0	0.0%
重度訪問介護	0	0.0%
同行援護	0	0.0%
行動援護	0	0.0%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立生活援助(30年度新設)	0	0.0%
生活介護	0	0.0%
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	2	6.1%
就労移行支援	0	0.0%
就労継続支援(A型)	4	12.1%
就労継続支援(B型)	1	3.0%
療養介護	0	0.0%
短期入所(ショートステイ)	8	24.2%
就労定着支援(30年度新設)	2	6.1%
共同生活援助(グループホーム)	7	21.2%
施設入所支援	0	0.0%
相談支援事業	1	3.0%
コミュニケーション支援	0	0.0%
移動支援	0	0.0%
日中一時支援事業	1	3.0%
地域活動支援センター	2	6.1%
児童発達支援	3	9.1%
放課後等デイサービス	3	9.1%
保育所等訪問支援(30年度拡大)	1	3.0%
検討していない	14	42.4%
その他	2	6.1%
無回答	2	6.1%
回答数	33	100.0%

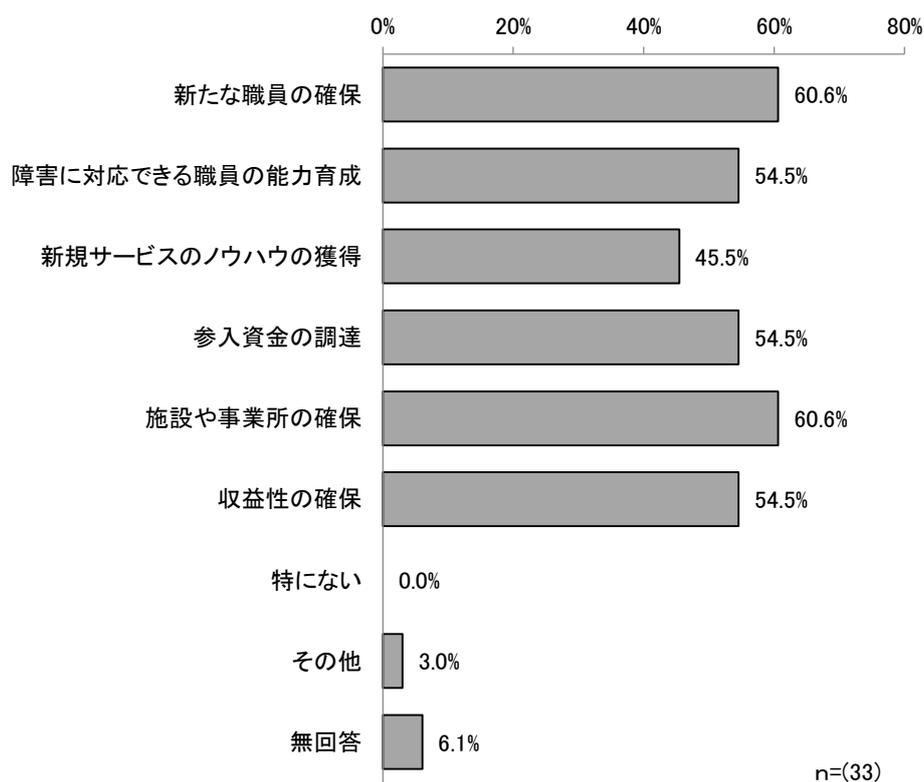


今後の新規の障害福祉サービス等への参入の検討に関しては、「検討していない」が42.4%と高くなっており、新規サービスへの参入が難しいことがうかがえます。

問15 貴事業所では、新規サービスに参入する上で、課題となることは何ですか。参入の予定がない事業所の方も、参入を想定した場合の課題をお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

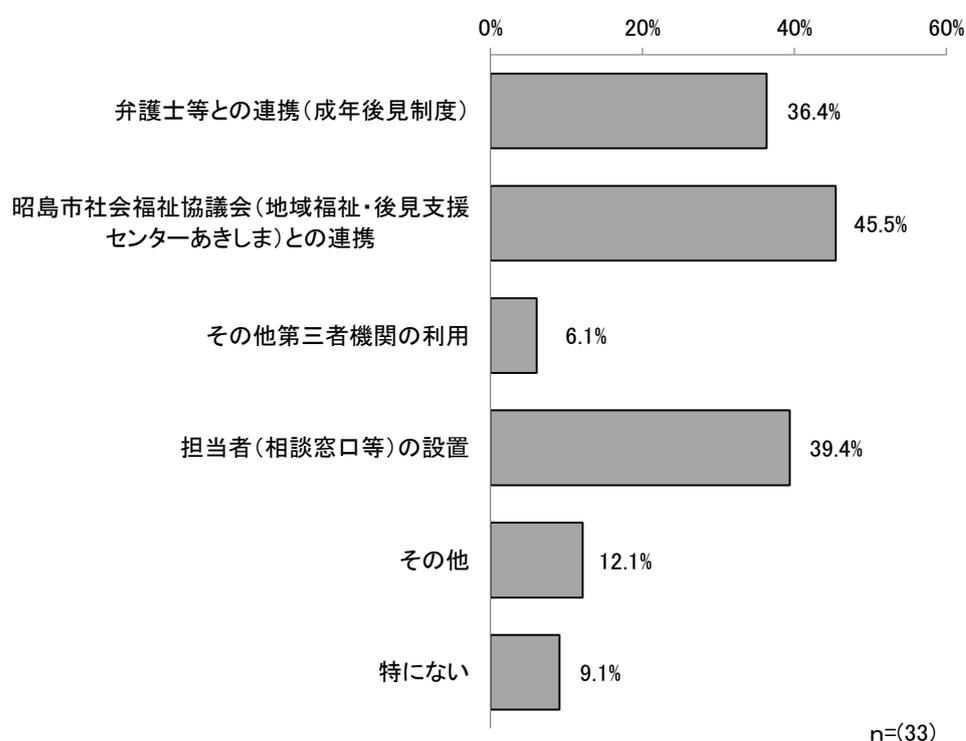
項目	(件)	(%)
新たな職員の確保	20	60.6%
障害に対応できる職員の能力育成	18	54.5%
新規サービスのノウハウの獲得	15	45.5%
参入資金の調達	18	54.5%
施設や事業所の確保	20	60.6%
収益性の確保	18	54.5%
特にない	0	0.0%
その他	1	3.0%
無回答	2	6.1%
回答数	33	100.0%



新たに障害福祉サービス等へ参入する上で課題となることは、「新たな職員の確保」「施設や事業所の確保」がともに60.6%となっており、次いで「障害に対応できる職員の能力育成」「参入資金の調達」「収益性の確保」の3つが54.5%となっています。

問16 利用者の権利擁護について実施していることはありますか。
 (あてはまるものすべてに○)

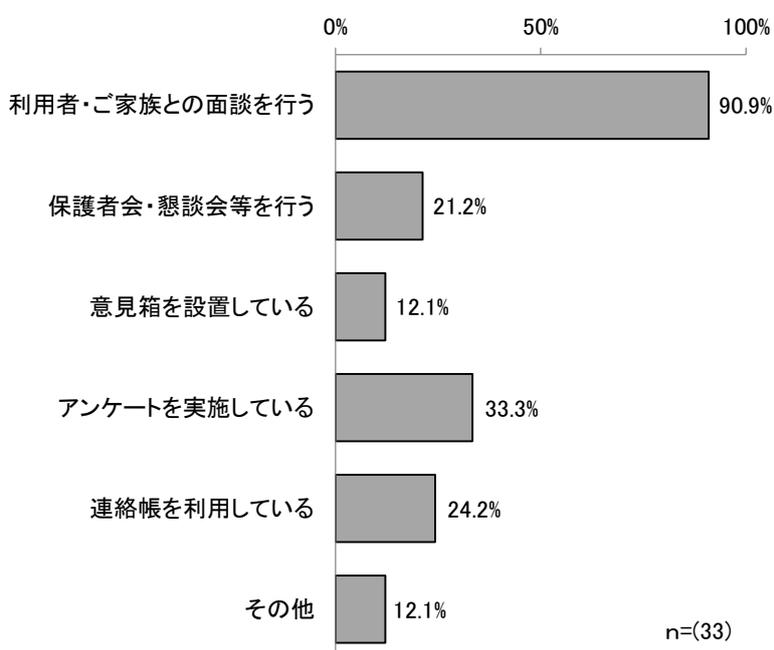
項目	(件)	(%)
弁護士等との連携(成年後見制度)	12	36.4%
昭島市社会福祉協議会(地域福祉・後見支援センターあきしま)との連携	15	45.5%
その他第三者機関の利用	2	6.1%
担当者(相談窓口等)の設置	13	39.4%
その他	4	12.1%
特にない	3	9.1%
回答数	33	100.0%



利用者の権利擁護の実施に関しては、「昭島市社会福祉協議会(地域福祉・後見支援センターあきしま)との連携」が45.5%と最も高く、次いで「担当者(相談窓口等)の設置」が39.4%、「弁護士等との連携(成年後見制度)」が36.4%となっています。

問17 貴事業所では、利用者やご家族からの意見や苦情等を取り入れるために、どのような工夫をしていますか。（あてはまるものすべてに○）

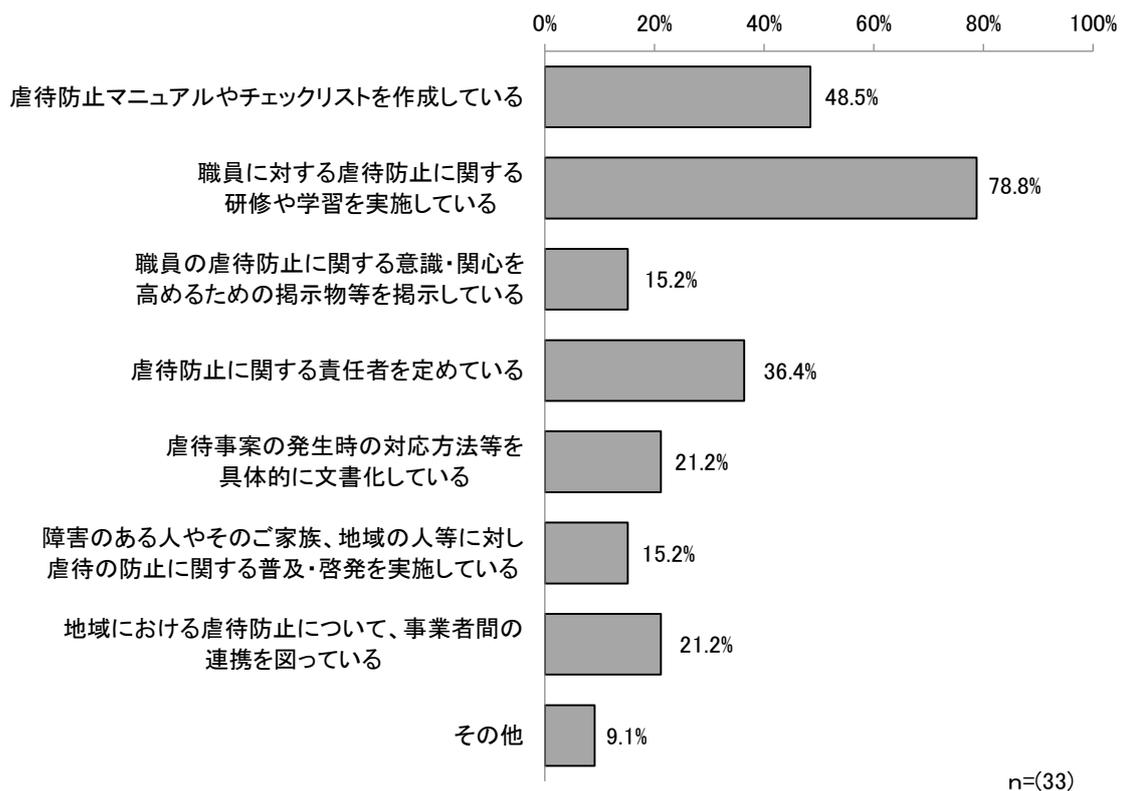
項目	(件)	(%)
利用者・ご家族との面談を行う	30	90.9%
保護者会・懇談会等を行う	7	21.2%
意見箱を設置している	4	12.1%
アンケートを実施している	11	33.3%
連絡帳を利用している	8	24.2%
その他	4	12.1%
回答数	33	100.0%



利用者やご家族からの意見や苦情等を取り入れるために行っている工夫は、「利用者・ご家族との面談を行う」が90.9%と最も高く、「アンケートを実施している」が33.3%、「連絡帳を利用している」が24.2%となっています。

問18 貴事業所では、平成24年10月から施行された障害者虐待防止法などに伴い、障害のある人の虐待防止に向けて取り組んでいることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

項目	(件)	(%)
虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している	16	48.5%
職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している	26	78.8%
職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している	5	15.2%
虐待防止に関する責任者を定めている	12	36.4%
虐待事案の発生時の対応方法等を具体的に文書化している	7	21.2%
障害のある人やそのご家族、地域の人等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している	5	15.2%
地域における虐待防止について、事業者間の連携を図っている	7	21.2%
その他	3	9.1%
回答数	33	100.0%



障害のある人の虐待防止に向けて取り組んでいることは、「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」が78.8%と最も高く、次いで「虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している」が48.5%となっています。

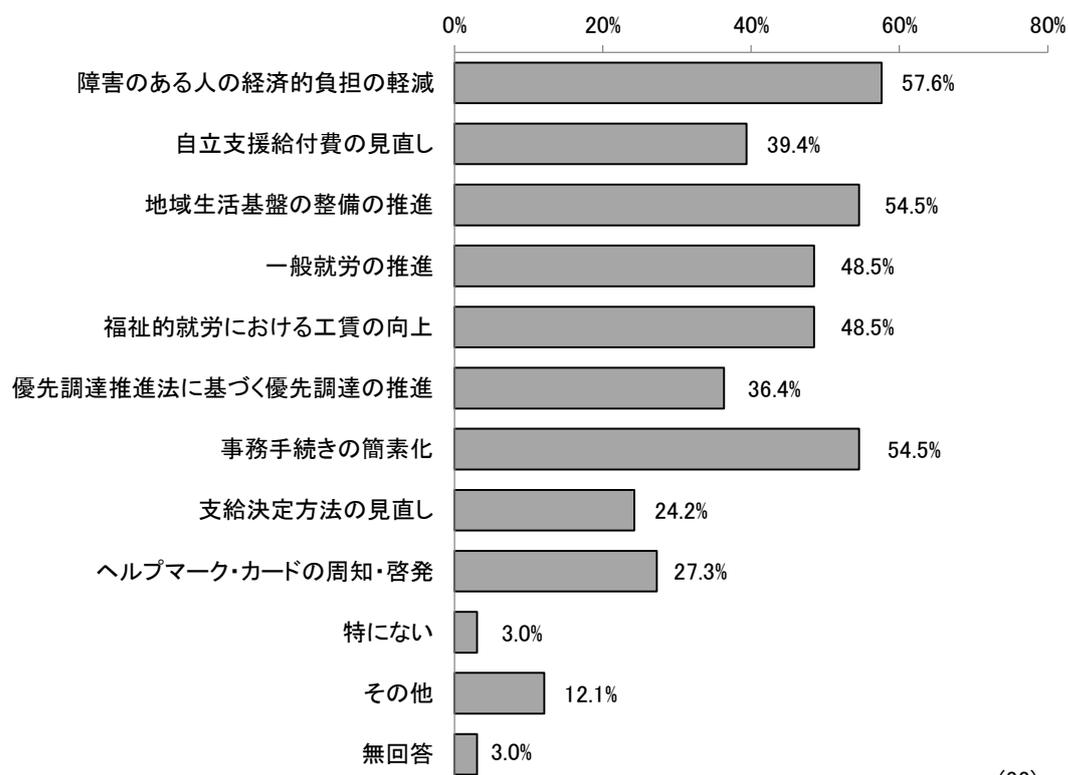
問19 貴事業所では、平成28年4月から施行された障害者差別解消法などに伴い、具体的に取り組んでいることはありますか。

- ◇研修会・学習会への参加を通じて、周知・説明を行っている。
- ◇法人内に権利擁護プロジェクトチームをつくり、法人事業所で合理的配慮ができていないかを検討してきた。
- ◇就職面接時の面接内容チェックや職場訪問時の確認を行った。
- ◇聴覚障害者の方のためにファクスや筆談ボードを設置した。
- ◇視覚障害者の方のために書類送付する際はPCメールを使用し、PC読み上げソフトで対応できるようにワードファイルで送付している。
- ◇身体障害や精神的状況に配慮して場所と日程を調整している。
- ◇文書等での利用者への周知を検討している。
- ◇事業所内で話し合いを行い、合理的配慮等について情報を共有した。
- ◇職員の理解を深めるため、パンフレットの回覧をおこなった。
- ◇障害者差別解消法が制定される以前から、障害者を差別したり障害の程度によって選別するようなことはしていない。

事業所内外の研修会・学習会への参加を通じて、啓発活動に取り組んでいるところが多くあります。また利用者の障害の症状に合わせて、少しでも利用し易いように各事業所で工夫していることがわかります。

問20 貴事業所では、今後の障害福祉施策について、どのようなことを期待していますか。
 (あてはまるものすべてに○)

項目	(件)	(%)
障害のある人の経済的負担の軽減	19	57.6%
自立支援給付費の見直し	13	39.4%
地域生活基盤の整備の推進	18	54.5%
一般就労の推進	16	48.5%
福祉的就労における工賃の向上	16	48.5%
優先調達推進法に基づく優先調達の推進	12	36.4%
事務手続きの簡素化	18	54.5%
支給決定方法の見直し	8	24.2%
ヘルプマーク・カードの周知・啓発	9	27.3%
特にない	1	3.0%
その他	4	12.1%
無回答	1	3.0%
回答数	33	100.0%



今後の障害福祉施策について期待することは、「障害のある人の経済的負担の軽減」が57.6%と最も高く、次いで「地域生活基盤の整備の推進」、「事務手続きの簡素化」がともに54.5%となっています。

問21 昭島市の障害福祉施策に関して、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

《要望》

- ◇優先調達や差別解消の考え方の取り組みで市役所内での施設製品の販売コーナーを設置してほしい。（社会福祉法人）
- ◇市役所内での実習を継続し、チャレンジ雇用を実施してほしい。（社会福祉法人）
- ◇市内企業における障害者雇用について市が率先してすすめて欲しい。（社会福祉法人）
- ◇特定の法人に利益が偏重しないように調整を図ってほしい。（施設整備時など）（社会福祉法人）
- ◇支給決定量を利用者の状態や状況にあわせ、柔軟に決定していくことを望んでいます。（その他）
- ◇通常級支援級のお子さん向けの、学習支援やソーシャルスキルなどの支援が不足している。（保護者から相談もある）こういったことに対し、市で取り組めることがあったらお願いしたいです。（特定非営利活動法人（NPO法人））
- ◇昭島市内のグループホームの方たちと情報交換をする機会が少ないため、他の事業所の方々がどのような支援をされているのか聞きながら地域全体の生活支援について考えていければと思っています。通所事業所ではまだまだグループホームのニーズがあるが、土地の確保に苦労している。市から土地の紹介など事業開始するまでのところでバックアップをしてもらえるとありがたいと思います。（社会福祉法人）

《報酬単価について》

- ◇地域生活支援事業である移動支援の報酬単価について一度も見直しがされていません。介護給付費同様に処遇改善加算でヘルパーの昇給が見込まれるような仕組みか、報酬単価を上げて下さい。（特定非営利活動法人（NPO法人））
- ◇移動支援の報酬が1600円から上っていない。事業所は赤字を覚悟で支援を行っているが、事業拡大はできないのが現状。ぜひ見直しをお願いしたい。相談支援事業所とサービス提供事業所がより良いサービスを目指して連携できる様な定期的な話し合いの場を定期的に開いて下さい。立川市等、他市では行っていますよ。（特定非営利活動法人（NPO法人））
- ◇計画相談は単価が安いので、人件費を稼げるようになるには、1人100件をうけもつということになるが、現実には1人50件が限界になる。基本相談をきちんとやりながら、計画相談も行うためには、人の配置が必要になる。（社会福祉法人）
- ◇計画相談について、当該事業所も開所して2年になり、対応出来る件数の限度にほぼ到達してきている。よってこれから新規の計画相談のご依頼があった場合にどのように対応するかが事業所としての課題である。報酬単価が安く相談員の人件費の1/2を賄うのがやっとの状況では、新規に相談員を増やすことは不可能であり、新規のご利用者様を断らざるを得ないのが現状であろう。国の施策であるとは言え、計画相談のご利用者様は地域の方であり、何らかの対策が必要ではないかと思慮する。（社会福祉法人）
- ◇計画相談支援の事業開始から2年間は赤字経営となっています。単価が低いいため、今後も改善が期待できません。運営継続が困難な状況です。都、国への働きかけをお願いします。（社会福祉法人）

《人員について》

- ◇移動支援のサービスを提供するためには、ヘルパーの増員が必要です。昭島市が移動支援従業者の研修を主催し、多くの方が資格取得する機会を作ってください。（特定非営利活動法人（NPO法人））
- ◇知的障がい者への、障害者権利条約に基づく、自治体レベルでの施策を果敢に実行されたい。特別支援教育期の、7対3（支援校や支援級での集団編制上の基準。要特別支援教育児童数対新教師数）で対応支援してきた人たちの卒業後の、就労継続支援（B型）事業の我々は最も困難な、自閉症スペクトラム障害やダウン症筋ジストロフィー等他の障がいをも重複している知的障がい者への成人期QOL確立のための就労支援事業をしているのに、その現場での利用者対支援員比率が10対1（厚生省令）、とはどういうことか。成人期の基本的人権の一つである労働権保障の手薄も甚だしい。我々はⅡ型で、7.5対1になるが、それでも支援校等の7対3と比べれば、著しく支援員薄である。せめて、5対1か4対1の、市条例で、支援厚を図り、昭島市は福祉先進市にならねえたい。（特定非営利活動法人（NPO法人））
- ◇障害の多様性、個別支援（トラブル生活面 家族支援）等、登録人数にかかわらず支援量、質が増大しています。利用者、企業、関係機関とは信頼関係が重要であり、休日、夜間と問わず、電話メールLINEで対応している状況です。一番の課題はマンパワーの確保であり、そのための予算の確保をお願いしたいです。（特定非営利活動法人（NPO法人））
- ◇児童の相談支援の中で、卒後を見越してヘルパー利用をすすめたいが、事業所や人材が不足していて、十分な将来への準備ができない。（特定非営利活動法人（NPO法人））

《優先調達について》

- ◇「問20の6」優先調達推進法に基づく優先調達の推進を、もっと忠実に、もっと誠実に、取り組んでいただきたい。具体的には、市が関わる諸種の事業における本賞か副賞としての、受賞者への記念品贈呈の一つに、1事業所の染物だけではなく、本工房の木工パズルを“優先調達”して戴きたい。（特定非営利活動法人（NPO法人））
- ◇市役所ばかりではなく、市内には警察や消防署などの官公庁があるので、単発的ではなく計画的に受注できる作業を提供して欲しい。（社会福祉法人）

《合理的配慮について》

- ◇パソコンも大事なツールであるにも関わらず、買い換えることができない状況。マンションの一室という環境も相談面談には不向きであり、バリアフリーでないため身体障害者の方への差別、合理的配慮ができていない。（特定非営利活動法人（NPO法人））

《その他》

- ◇新規登録の方で市役所から紹介されましたという例がたまにありますが、最初の相談窓口である福祉課の方々も就労準備性やその方にとって何が優先かを見極められる能力が必要かと思われます。（特定非営利活動法人（NPO法人））
- ◇計画の実務については、現場の職員さんと話をしながら、省ける作業は省いてもらっているが、今後も省ける実務作業はへらして、相談支援を出来る時間を確保したい。（社会福祉法人）
- ◇計画相談の方も、アウトリーチすることが多く、アウトリーチを行える体制をつくりたい。（社会福祉法人）

◇昭島市の施策の傾向として、他市の動向に合わせるという方向性を感じることもある。できれば昭島独自の他市に先んじた取り組みや、特徴と言えるような取り組みを実施するという方向になっていただけたらと思う。（社会福祉法人）

◇以前に比べ昭島市の障害福祉施策に明るい希望が見えていると思います。地域支援協議会等を通し市の職員の方とのコミュニケーションがより取れつつあります。私達の目指す処は一人一人の障害のある方の幸せです。一律ではなく個別の対応をする中で福祉施策が充実しバランスの取れたものになると考えております。市の職員の方と協働することにより福祉の充実した昭島市を目指せば本望です。（社会福祉法人）

◇就労継続支援（B型）事業所として、利用者さんと地域の結びつきを大切にし、地域に愛される就労場所を作り上げてゆく。多くの利用者さんに働く喜びと、ステップアップを職員と共に目指します。（特定非営利活動法人（NPO法人））

3 障害福祉団体調査概要

1 調査目的

昭島市では、第5期昭島市障害福祉計画策定の基礎資料とするとともに、今後の障害福祉施策の推進に役立てるため、障害福祉団体に、事業状況や今後の事業展開、福祉に対するご意見やご要望をお伺いするためのアンケート調査を実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者： 昭島市内の障害福祉団体 8団体（配布数 8）
- ・調査方法： 郵送配布、郵送回収
- ・調査期間： 平成29年4月～5月

3 調査内容（項目）

①貴団体の概要	6問
②障害福祉施策	8問
③自由意見	1問
合 計	15問

4 回収結果

区 分	配布数	回収数	回収率
障害福祉団体	8	7	87.5%

5 集計値や図表の表記について

- ・集計した数値（％）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。そのため、数値（％）の合計が100.0%にならないことがあります。
- ・回答数を分母として計算しているため、複数回答の場合には数値（％）の合計が100.0%を超えます。

4 障害福祉団体調査結果

問1 貴団体の名称、連絡先等について差し支えない範囲でご記入ください。

団体名称
昭島市肢体不自由児者父母の会
昭島市身体障害者福祉協会
昭島市聴覚障害者協会
きさらぎの会
支援を必要とする子の親の会
昭島家族の集い アット・ホーム歩歩(ぼぼ)
グループ・モモ

問2 貴団体の平成29年4月1日時点の会員数、運営に携わっている人数をご記入ください。

団体名称	会員数	運営人数
昭島市肢体不自由児者父母の会	27	2
昭島市身体障害者福祉協会	126	12
昭島市聴覚障害者協会	37	7
きさらぎの会	14	14
支援を必要とする子の親の会	10	4
昭島家族の集いアット・ホーム歩歩(ぼぼ)	35	6
グループ・モモ	13	12

問3 貴団体の主な活動場所は決まっていますか。(〇は1つ)

項目	(件)	(%)
決まっている	4	57.1%
決まっていない	3	42.9%

主な活動場所が決まっていない団体が3団体あります。

問4 問3で「決まっている」と回答した団体にお聞きします。主な活動場所はどこですか。具体的にご記入ください。

項目	(件)	(%)
あいぽっく	4	100.0%

活動場所が決まっている団体の全てが「あいぽっく」を挙げています。

問5 貴団体の運営にかかわる経費の収入源をお聞きします。次の項目から、収入が多いものから順にへ番号を記入してください。

項目	最も収入が多いもの	2番目に収入が多いもの	3番目に収入が多いもの	合計
市からの補助金	2	0	0	2
市以外からの補助金	1	2	0	3
寄付金	0	0	1	1
会員からの会費	3	1	2	6
事業収入	1	1	0	2
その他	0	0	0	0

最も収入が多いものに「会員からの会費」を挙げた団体が3団体で最も多く、合計では6団体と、大半を占めています。
また、具体的な事業収入の内容としては、「あいぽっく内喫茶のショップコーナーでの物品販売」と「特別支援学校での夏まつりの売り上げ」が挙げられています。

問6 活動する上で、困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

項目	(件)	(%)
事業の企画	0	0.0%
運営方法	1	14.3%
活動場所の確保	4	57.1%
交通手段	1	14.3%
会員の意識	2	28.6%
後継者問題	5	71.4%
社会の認識	0	0.0%
ネットワークづくり	1	14.3%
行政支援	1	14.3%
財政的支援	3	42.9%
人的支援	0	0.0%
その他	0	0.0%
特にない	0	0.0%

活動する上で困っていることは、「後継者問題」が71.4%と最も高く、次いで「活動場所の確保」が57.1%となっています。

問7 障害のある人が市役所等の公的な相談窓口気軽に相談するために、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

項目	(件)	(%)
電話・FAX・電子メールで相談できる	1	14.3%
身近な地域で相談できる	3	42.9%
相談員が自宅を訪問して相談できる	2	28.6%
休日や夜間に相談できる	1	14.3%
専門性の高い内容でも相談できる	4	57.1%
どんな内容でも1つの窓口で相談できる	4	57.1%
相談員から定期的に困り事がないか連絡をもらえる	1	14.3%
障害のある人やその家族など同じ立場の人に相談できる	0	0.0%
プライバシーが守られる環境になっている	1	14.3%
相談窓口に関する情報提供体制が充実している	1	14.3%
その他	0	0.0%
特にない	0	0.0%

障害のある人が公的な窓口気軽に相談するために必要とされることは、「専門性の高い内容でも相談できる」「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」がともに57.1%と高く、次いで「身近な地域で相談できる」が42.9%となっています。

問8 障害のある人が働くためにはどのような支援が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

項目	(件)	(%)
仕事探しから就労までの総合的な相談支援	4	57.1%
働くための知識・能力を身につける職業訓練	2	28.6%
職場を理解するための就労体験	0	0.0%
求人情報の提供等の仕事を見つめるための支援	0	0.0%
障害の特性にあった職業・雇用の拡大	3	42.9%
短時間勤務や在宅勤務等の柔軟な勤務体制	2	28.6%
通勤経路のバリアフリー化	0	0.0%
障害理解を促進するための職場への働きかけ	1	14.3%
ジョブコーチなど職場に定着するための支援	2	28.6%
職場環境のバリアフリー化	0	0.0%
生活リズムや体調管理等の日常生活に関する支援	2	28.6%
その他	0	0.0%
特にない	1	14.3%

障害のある人が働くために必要とされる支援は、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が57.1%と最も高く、次いで「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」が42.9%となっています。

問9 障害のある人が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切だと思いますか。(〇は3つまで)

項目	(件)	(%)
参加しやすい配慮	5	71.4%
行事・活動の充実	3	42.9%
施設の改善	2	28.6%
交通機関・道路の改善	0	0.0%
広報・福祉教育の充実	0	0.0%
ボランティア等の育成	4	57.1%
家族の支援	2	28.6%
障害のある人の意欲	3	42.9%
その他	1	14.3%
特にない	0	0.0%

障害のある人が社会に積極的に参加していくために大切なことは、「参加しやすい配慮」が71.4%と最も高く、次いで「ボランティア等の育成」が57.1%となっています。

問10 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。（〇は5つまで）

項目	(件)	(%)
相談体制の充実	4	57.1%
手続きの簡素化	2	28.6%
情報提供の充実	4	57.1%
人材育成・資質の向上	0	0.0%
文化活動の充実	0	0.0%
ボランティアの育成	2	28.6%
保健・医療・福祉サービスの充実	3	42.9%
訪問指導の充実	1	14.3%
障害者入所施設の整備	1	14.3%
障害者通所施設の整備	2	28.6%
仲間が集える場所の確保	1	14.3%
公共施設のバリアフリー化	0	0.0%
道路・建物のバリアフリー化	0	0.0%
生活の場の確保	1	14.3%
避難誘導體制の整備	2	28.6%
福祉教育・広報活動の充実	1	14.3%
その他	0	0.0%

障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことは、「情報提供の充実」「相談体制の充実」がともに57.1%と高く、次いで「保健・医療・福祉サービスの充実」が42.9%となっています。

問11 昭島市において、障害のある人を取り巻く主な問題や課題についてどのようにお考えですか。

◇行政が障害者福祉に積極的でないことが問題であると思います。障害者に優しい街であることがすべての基本と考えます。現状把握に目を向け、声に耳を傾けて下さい。財政的にきびしいのはどこも同じです。柔軟性を持って、支援をお願いします。

◇まず当事者が昭島市、地域について良く知る、それによって障害者が感じること。知って自分の障害をふまえた自立、例えば関節が固定されていた場合、爪を切ることができないかかろうじて切るそれが形成外科で解決、又、リハビリをすれば障害が維持出来るのではと考えるが、ただのマッサージでなく理学療法士のいる所に行きたいがどこにもないなど、障害にまつわる痛み、可動域を広げる又は維持などどこに受診すればいいかなど思います

◇一般市民の障害者理解が不十分、そのために差別が生じている。

◇他市と比べると総合的に遅れている感じがする。足並みを揃えることが必要

◇駅のホームドアの未整備

◇国や都が打ち出した政策をいち早く取り組む姿勢はとてもよいと思いますが、中身がともなっていない所があるように感じます。重要なのは中身の充実です。その点を踏まえて今後取り組んでもらえると住みやすい地域になると思います。もう一つは委託する法人が1ヶ所に集中しているのではないかと思います。また～！！と他の人からもよく耳にします。平等に選んでいるとは思いますが、もう少し市民にも見える形での入札等が必要ではないでしょうか。

◇私の団体は主に統合失調症の息子、娘を持つ家族です。さる3月30日都議会本会議において心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障害者も加わる請願全会一致で採択され、平成30年度東京都予算で予算規模を詰める事務方と協議が進められています。昭和49年度来の懸案事項である精神障害者にも必要な医療機関を利用し、健康な日常生活を営んで行き度、行政機関として市も特段のご理解とご協力をお願い致します。

問12 昭島市において、障害のある人のために今後、特に望まれる施策やサービスは何だとお考えですか。

《インフラ整備に関して》

◇道路の整備

《施設整備に関して》

◇障害者のための運動施設

◇障害者が集える拠点の整備

◇障害のある人達は地域の中で当たり前のように暮らしていけるようグループホームを作ってほしいです。

ショートステイの枠があると少しずつ慣らしてから将来はグループホームに入所するというゆるやかな移行だと障害のある人達も親の方も安心かと思いますので市としてグループホームを作りやすいシステムを構築していただけると助かります。

◇通所施設を増やすこと

◇活動の場はあいぽっくを予約して確保していますが、調理実習室をとれなくて困っています。市内のアクセスのよい場所で調理をできる場があると他の団体も活動が広がると思います

《あいぽっくに関して》

◇あいぽっくの調理室のいすを窓際に片付けるのは他の会館のように調理台の所にセットするようにしてほしい。

◇トイレの多目的に汚物入れがない所がある

◇あいぽっくの皿、器具（茶碗かご）の弁償は他ではないこと。やめられないか

◇照明の器具窓際などはずしているので暗い。

《人材に関して》

◇相談員の専門性を高めることや、若い人のボランティア育成

《予算に関して》

◇私が関係する団体の基本理念は「障がいのある方々が、地域で自分らしく安心して暮らし、安心して働ける、温かい地域作りをしていきます」とあります。就労にむけてのきめこまかい支援体制は社会復帰には不可欠なものです。さらなる充実を図る為の予算措置をお願いしたい

◇既存の制度外の活動で、作業所やデイケアに行っていない方が利用しています。必要な活動ですから、少しでも助成があると有難いです。

《要望その他》

◇聴導犬への理解と配慮の徹底

◇避難場所の情報保障および拠点化

◇経費を支払って利用出来るものでもいいので移動手段としての車

◇特別支援学校と市内小学校、中学校との交流

◇今の時代に合った福祉サービスの充実

◇就労移行のレベルまでいけない方々の「生活の場づくり」が重要

問13 障害のある人の福祉向上のために、昭島市民にもっと意識を持ってもらうようにするためには、貴団体としてどのようなことができるとお考えですか。

《他者との交流に関して》

- ◇常に積極的に外に出ること。日頃、近隣との付き合いを密にすること。健常者と触れ合う日常を送ること。他の障害者団体と交流すること。家族だけでは不足な所はヘルパーさんやボランティアさんも巻き込むこと。
- ◇ボランティアの受入れ
- ◇外に出て、重症化しないようにする
- ◇会の主旨を理解してくれる賛助会員とともに事業展開をしていく
- ◇障害種別、障害あるなしに関わらず乳幼児から高齢者まで一緒に集える場があるとよいかと思いますが、なかなか利用しやすい施設がないので困っています。障害のある人達が安心して暮らしていくにはやはり市民の方々の理解が無いと難しいです。ですが、なかなか障害のある人達と触れ合う機会がありません。あえて場を作ることをしていきたいと考えています。

《手話に関して》

- ◇手話の普及活動
- ◇手話通訳者育成
- ◇手話ボランティア養成

《啓発運動、その他》

- ◇聴覚障害者への理解および配慮が広まるための啓発活動
- ◇障がいをもつ方々が、安心して昭島市内で暮らし、近郊で働ける職場等、当事者及びその家族がより積極的に市民にPRしていく機会づくりを進めていきたい
- ◇会員を増やす

問14 平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。会員などの方で「障害を理由とした差別を受けたと感じたこと」がありましたら、具体的にお書きください。

- ◇実際には選挙は無理と判断されているのに、毎回選挙のハガキが来るたびに不快な思いをしています。
- ◇駐車場で障害者の所にコーンが置いてあるが、おいてくれる人は障害者のためと思っているのだが実際それをどかさず障害者は大変、置く位置を考えてもらいたい
- ◇視覚障害者用の歩行用の突起板は入り口全体にはるのではなく身体障害者の通れるようにはじめの部分だけをのこしてもらいたい。
- ◇JR駅の問い合わせがインターホンしかなく、聴覚障害者にはつかえない。
- ◇職場での研修に手話通訳者の配置を依頼したら企業秘密を理由に断られた。
- ◇保護者会で順番に発言するとき聴覚障害者とわかり後回しされた。
- ◇今のところ会員からは差別を受けたような話は出ていませんが、気がついていないだけかもしれません。私達親は「すみません」「ありがとうございました」が口ぐせになっているところがありますから、余計に気づきにくいのかもかもしれません。それは正しいわけではないと思うので、差別がなくなる世の中になるように意識を変えていかなくてはと思っています。

問15 昭島市の障害福祉施策に関して、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

- ◇福祉施策の会議の回数が少ないと思います。
- ◇色々書きましたが、書くことの出来ることが幸せです。
- ◇仕事の都合等で市役所の開庁時間内に行けない人のために時間外の相談窓口を設置して欲しい。
- ◇市役所等の窓口に手話通訳者を配置して欲しい。
- ◇相談に即対応できるようスキルアップしてほしい。
- ◇あいぱく2Fプレールームの使いかたがよくありません。そもそも児童しか利用できないのはおかしいと思います。いろんな人が使えて予約もできると助かります。せっかくプレールームがあるのに関わらず、ほとんど利用されていないのは宝のもちぐされです。もっと臨機応変に利用できるようお願いします。
- ◇上部団体より、各区市町村にも、精神障害者も心身障害者医療助成制度（マル障）の対象とする旨の陳情書（定型フォーム）を平成29年1月31日に市議会議長宛提出し、平成29年3月15日に「厚生文教委員会」で付議し、「不採択」となった。同文の内容で、ほとんどの区・市・町・村が採択又は継続審議となったが、昭島を含め、4市町村のみ不採択となった。陳情書の表現のとらえ方が、温度差あることを痛感しました。

5 アンケート調査に関するヒアリング実施概要

1 目的

障害福祉サービス事業所、障害福祉団体アンケート調査の回答内容を補完することを目的として、ヒアリングを実施しました。

2 方法

- ・対象者： 昭島市内の障害福祉サービス事業所、障害福祉団体
- ・日時： 平成29年5月30日
第1回 午前10時00分～11時30分
第2回 午後 6時30分～ 8時30分

3 ヒアリング内容

- ①アンケートの質問内容に関する事項
- ②その他要望等

4 参加状況

区分	事業所	団体	計
第1回	7	1	8
第2回	5	5	10

6 アンケート調査に関するヒアリング結果

アンケートの回答内容を補完することを目的として、障害福祉団体と障害福祉サービス事業所を対象に、任意でヒアリングを実施しました。主な内容は以下のとおりです。

《苦情対応に関すること》

・スタッフの説明不足による苦情があり、真摯に対応している。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・法人全体で組織する委員会で、解決するシステムはあるが苦情が上がってこない。	社会福祉法人
・日々の細かい苦情は早期に訪問対応を行うなどで解決を図っている。	社会福祉法人
・メールやラインを活用し、いつでも相談に対応できるようにしている。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・苦情としてはないが、日々の人間関係などの悩みごとには、距離がとれるような工夫をして対応している。	社会福祉法人
・苦情対策として第三者委員を選出し、申し立てに関しては契約時に条件の開示をしている。それに則って対応を実施している。	社会福祉法人
・大きな苦情は無く、小さなものには職員が話し合い、日々の取り組みで対応している。	特定非営利活動法人 (NPO法人)

《障害者差別解消法に関すること》

・上部組織と連携して、法の勉強会や通信での紹介をしている。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・障害者差別解消法について、上部組織と連携した取り組みを行っている。	社会福祉法人
・権利擁護のプロジェクトにより、現場での合理的配慮を検証し、合理的配慮を意識した現場づくりを実施している。	社会福祉法人
・障害者差別解消法について、法人全体で取り組んでおり、民間と一緒に学習もしている。	社会福祉法人
・障害者差別解消法について、企業は以前から合理的配慮に取り組んでおり、事業所には訪問時に話を伺い職場環境を見たり、また障害者ご本人からの要望を事業所にお伝えするなどしている。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・知的障害の方には、制度や仕事内容について、分かりやすいマニュアルや教材を作成している。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・障害者差別解消法について、ヘルパー研修、フォローアップ研修を毎月行っている。虐待防止法については、虐待防止センターと西部包括に来ていただいて研修を行った。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・障害者差別解消法について、障害特性に見合った合理的配慮の高い対応を行う。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・インクルーシブ教育における障害者理解教育の充実が必要。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・合理的配慮について、話し合いの場、考える場を設けて個々のニーズに合わせた対応をしている。	社会福祉法人
・合理的配慮に関して、職員間で意識を踏まえたうえで障害者支援を行っている。	社会福祉法人
・障害者差別解消法について、一般の方にも理解してもらえるような機会が必要。	障害福祉団体
・障害者差別解消法について、施設のバリアフリー化など利用しやすい環境を整備している。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・障害者差別解消法について、障害者差別解消条例を作成し、その上でのPRを行って欲しい。	障害福祉団体

《相談に関すること》

・当事者がスタッフとして相談を受けているため、対応が難しいことがある。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・24時間対応の重度訪問介護を実現して欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・24時間の相談支援の体制が必要。(主に精神)	社会福祉法人
・相談支援センターの業務では、ヘルパーや訪問看護に繋げるケースもあり、引き継ぐ間のケアなど多くの手が必要である。一方で相談の費用が安く、常に赤字であり事業の継続が厳しい。	社会福祉法人
・総合相談窓口には、保健センターで行っている幼少期からの細かい対応ができる人を配置してほしい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・相談事業について、視覚障害者の当事者相談員がずっと欠員となっている。	障害福祉団体

《人手に関すること》

・相談支援の充実に向けた人材確保と財源の充実が必要。	社会福祉法人
・福祉人材確保のため、福祉のイメージアップが必要。	社会福祉法人
・仕事の提供や生活支援にあたって、資金や人材が不足している。	社会福祉法人
・授産施設で働きたい要望は多いが、場所、人員、仕事量などの問題で応えられないことがある。	社会福祉法人
・利用者1人1人に対する作業量は増えており、どこまで対応できるのかといった問題がある。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・ヘルパーが不足しており、支援の対応がしきれない。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・昭島市主催の研修を行うなど、人材の育成と質の向上に努めて欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・サービス利用計画の作成で人員が不足しており、また作業量と予算が見合わない。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・人員配置などの運営状況が豊かでないと余裕を持った支援を行えない。継続した運営をするためにも行政にサポートをお願いしたい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)

《資金・サービス単価に関すること》

・移動支援の単価が上がらず、処遇加算も付かず、運営が非常に厳しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・ヘルパーの最低賃金は上がっているが、移動支援のサービス単価は低いままで赤字になってしまうため行えない状況である。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・行政にも、事業所の運営実態を把握して欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・施設の利用希望者は増えているが、売り上げが伸びず、工賃アップが難しい。	社会福祉法人

《施設等の整備に関すること》

・通所施設、生活訓練事業所の整備・充実が必要。	社会福祉法人
・地域移行・地域定着事業では、市内に精神に対応した病院がないため、人手と時間がかかる。	社会福祉法人
・予算や条件があわず、グループホームを作ることができない。	社会福祉法人
・現在の事務所はバリアフリーの整った環境ではないため、日常的に通って研修を受けられるスペースが欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・公営住宅などを活用した生活の場の確保や、グループホームの整備等、地域で一人暮らしできる環境が欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・事務所として利用できるスペースが欲しい	障害福祉団体
・施設の建設が可能な土地の情報が欲しい。	社会福祉法人
・就労支援センターを公的施設に移転できないか。	社会福祉法人
・精神障害の方の短期入所施設の整備を検討してほしい。	社会福祉法人

《研修に関すること》

・強度行動障害については支援者養成研修を受けないとヘルパーをすることができなくなる。このことについて、都から事業所へ通知を出すよう市から要望して欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・研修や制度の変更などがある時は、市で説明や意見交換の場を設けて欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・行政が主催の研修は集まりが良いため、人材不足を解消するためにも沢山実施して欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・障害福祉課でも、事業所職員向けの研修を実施して欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・重度の方が多く、職員の質の確保が必要である。	特定非営利活動法人 (NPO法人)
・事業所での職員研修の実施や、園外への受講など行っているが、一泊できるような研修保証制度や他自治体職員との交流などの取り組みを行って欲しい。	特定非営利活動法人 (NPO法人)

《就労機会に関すること》

<ul style="list-style-type: none"> 販売を通じて地域の障害者理解が進むことも期待でき、市からも販売の機会をいただきたい。 	社会福祉法人
<ul style="list-style-type: none"> 障害者優先調達法も踏まえて、市内公園の清掃作業に参加できるよう配慮をお願いしたい。 	特定非営利活動法人（NPO法人）
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の卒業生が増加しており、それにあわせて就労機会の確保が必要である。 	特定非営利活動法人（NPO法人）
<ul style="list-style-type: none"> 就労作業のニーズとしては、就労継続支援プログラムの充実から、室内作業と室外作業を組み合わせたニーズがある。 	特定非営利活動法人（NPO法人）
<ul style="list-style-type: none"> 清掃作業を中心に、市内の花壇の管理業務を行っている。 	社会福祉法人
<ul style="list-style-type: none"> 現状では工賃アップは難しく、引き続き新たな場所での作業も請け負いたい。 	社会福祉法人
<ul style="list-style-type: none"> あいぽっくの清掃作業では、コミュニケーショントレーニングや、来館者の対応など、仕事の基礎的なことが学べている。 	社会福祉法人
<ul style="list-style-type: none"> 支援学校を卒業した方の行き場を考慮した対応をしていただきたい。 	障害福祉団体

《理解・啓発に関すること》

<ul style="list-style-type: none"> 市と一緒に市民への障害理解の啓発活動を行いたい。現場を見ていただき、具体的なアイデアを一緒に作っていききたい。 	社会福祉法人
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の協力を得ながら、手話を広める講習会だけではなく色々な機会を設けて欲しい。 	障害福祉団体

《計画に関すること》

<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉計画に生活介護事業の部分に、医療的ケアも行うと具体的に入れて欲しい。 	障害福祉団体
<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者用の音声コードの読みを正しく直して欲しい。 	障害福祉団体

《その他意見》

<ul style="list-style-type: none"> ・一目でライフステージ別の支援やサポートを把握でき、将来の見通しが持てるようなシステムがあると良いのでは。 	特定非営利活動法人（NPO法人）
<ul style="list-style-type: none"> ・市の職員の方にも、企業や学校などの現場を見ていただきたい。 	特定非営利活動法人（NPO法人）
<ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無にかかわらず参加できる、サロンのような活動を通じて、障害者理解の促進や保護者同士の身近な繋がり、地域の人との繋がりを持てるような活動を行いたい。 	障害福祉団体
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援事業では、一定期間での目標を設定し達成できない場合は何が原因かをはっきりさせて、お互い理解した上で次に進めていくべきと考えている。 	特定非営利活動法人（NPO法人）
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害の方は遠方に出かけることが難しいこともあり、市内の企業で就職や実習を受け入れてもらえる体制があると良い。市でも人的、物理的な環境づくりを行って欲しい。 	社会福祉法人
<ul style="list-style-type: none"> ・「喫茶の森」の老朽化した設備等の環境整備をお願いしたい。また、席数の拡大を検討できないか。 	社会福祉法人
<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の移動手段としてバスなどが欲しい。 	障害福祉団体
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの運営について、これまで行ってきた取り組みが繋がらなくなることはないよう、障害福祉課にも関わっていただきたい。 	特定非営利活動法人（NPO法人）
<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児の方の対応を考慮する必要がある。 	特定非営利活動法人（NPO法人）
<ul style="list-style-type: none"> ・電子機器を使用できない障害者の方が多く、パソコンや視覚障害者用の読書機も無駄になっているものがある。 	障害福祉団体
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の非常用電源の確保が必要である。 	障害福祉団体
<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児の方の対応ができる体制を整備していただきたい。現在医療的ケアの必要な方が3名通っているが、それ以上は受け入れができないと言われている。 	障害福祉団体
<ul style="list-style-type: none"> ・共同受注を開始して、工賃はやや上がり、仕事を得る機会や情報も増えている。 	社会福祉法人

7 資料（障害福祉サービス事業所調査票）

障害福祉サービス事業所

昭島市障害福祉計画策定のためのアンケート調査

～ 調査へのご協力をお願い ～

日頃から昭島市の障害福祉施策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昭島市では、平成29年度に予定している障害福祉計画策定の基礎資料とするとともに、今後の障害福祉施策の推進に役立てるため、障害福祉サービス事業所に、事業状況や今後の事業展開、福祉に対するご意見やご要望をお伺いするためのアンケート調査を実施します。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、皆さまからご回答いただいた内容は、**障害福祉施策を推進するための基礎資料としてのみ活用し、その他の目的で使用されることは一切ありません。**

この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成29年4月

昭島市

ご記入にあたって

- ① 濃い鉛筆又は黒のボールペンで記入してください。
- ② できるだけサービスの管理者またはそれに準じる方がご記入ください。
- ③ この調査票で「貴事業所」とあるのは、**宛名の事業所**のことです。同じ経営主体が運営するその他の事業所等については、回答に含めないでください。
- ④ 障害福祉サービス等についての調査ですので、介護保険サービス等は含めないでください。
- ⑤ 回答は、あてはまる番号に直接○をつけてお答えください。「その他」に回答する場合は、その内容を（ ）内にご記入ください。回答を記入していただく設問もありますので、その場合は設問の指示にしたがってお書きください。

記入した調査票は、**平成29年5月10日（水）まで**に同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、ポストに投函してください。

お問い合わせ先

昭島市 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉係

電話：042-544-5111

FAX：042-546-8855

1 事業所の概要について

問1 貴事業所の概要について、差し支えない範囲でご記入ください。

事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所の職員数	名（常勤 名・非常勤 名）		
運営主体名			
運営主体の形態	1 社会福祉法人 4 特定非営利活動法人（NPO法人） 2 医療法人 5 株式会社・有限会社 3 財団法人・社団法人 6 その他（ ）		
本調査に関する連絡先	担当者名		
	電話番号		
貴事業所で実施しているサービス提供量全体のうちで、障害のある人に対するサービスが占める割合			%程度

問2 平成29年4月1日時点において、貴事業所が提供している障害のある人に対するサービスの種類、サービスごとの利用者（うち昭島市民人数）をご記入ください。なお、重複障害は主たる障害で計上してください。

（単位：人）

サービス種類	利用者数（ ）内は昭島市民の人数			
	身体障害	知的障害	精神障害	その他
	成人（ ）	成人（ ）	成人（ ）	成人（ ）
	児童（ ）	児童（ ）	児童（ ）	児童（ ）
	成人（ ）	成人（ ）	成人（ ）	成人（ ）
	児童（ ）	児童（ ）	児童（ ）	児童（ ）
	成人（ ）	成人（ ）	成人（ ）	成人（ ）
	児童（ ）	児童（ ）	児童（ ）	児童（ ）

※児童は、18歳未満の利用者としてください。

2 事業運営の概要について

問3 貴事業所の平成27年度の収支をお聞きします。(〇は1つ)

- | | | |
|-------------|------------|---------|
| 1 黒字だった | 3 赤字だった | 5 わからない |
| 2 ほぼ収支が均衡した | 4 大幅な赤字だった | |

問4 貴事業所を経営していく上で問題となっていることは何ですか。
(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 職員の確保が難しい | 8 収益の確保が難しい |
| 2 職員の待遇改善ができない | 9 運転資金の調達が難しい |
| 3 職員のスキル向上が難しい | 10 他の事業者との連携が不十分 |
| 4 事務作業量が多い | 11 行政との連携が不十分 |
| 5 施設・設備の改善が難しい | 12 地域の理解を得るのが難しい |
| 6 制度改正などへの対応が難しい | 13 特にない |
| 7 定員に見合う利用者の確保が難しい | 14 その他() |

問5 平成27年度に比べて、貴事業所における新規のサービス提供依頼者数の動向をお聞きします。(〇は1つ)

- | | | |
|------------|---------|------------|
| 1 かなり増えている | 3 変わらない | 5 かなり減っている |
| 2 増えている | 4 減っている | |

問6 【問5で「1 かなり増えている」「2 増えている」と回答した事業所にお聞きします。】サービス提供依頼者数には対応できていますか。(〇は1つ)

- 1 対応できている
- 2 対応できていない(断っている)ことが時々ある
- 3 対応がまったくできない状況にある

区 分		1 行っている	2 行っていない	「2 行っていない」 場合の理由
事故等への対応	⑤感染症予防や発生時の対応マニュアルの整備	1	2	
	⑥感染症予防対策	1	2	
	⑦災害時対応マニュアルの作成	1	2	
職員教育・研修	⑧サービス提供者としての基本姿勢・基本理念の徹底・教育	1	2	
	⑨職員のマナーやコミュニケーション技術の教育	1	2	
	⑩職員の支援技術の向上に関する研修参加	1	2	
契 約	⑪利用者への重要事項等の適切な説明	1	2	
職員教育・研修	⑫個人情報の管理と保護の徹底	1	2	
	⑬福祉制度等に関する最新情報の取得	1	2	
	⑭事業所の情報公開への取り組み	1	2	

3 サービスの提供について

問10 貴事業所では、サービスを提供する上で、課題となっていることは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 量的に、利用者の希望通りに提供できていない
- 2 質的に、利用者の希望通りに提供できていない
- 3 契約やサービス内容の説明が、利用者や家族に十分に理解していただけない
- 4 利用者や家族とのコミュニケーションが難しい
- 5 困難事例への対応が難しい
- 6 休日や夜間の対応が難しい
- 7 変更やキャンセルが多い
- 8 苦情やトラブルが多い

問11 貴事業所では、サービス利用について、利用者やご家族の方からどのような相談や苦情を受けることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 サービスの質や内容に関すること
- 2 従事者（サービス提供者）の態度や言葉づかい等に関すること
- 3 従事者（サービス提供者）の介護技術に関すること
- 4 サービス提供に係る他機関との連携等に関すること
- 5 サービス利用等の手続きに関すること
- 6 制度やサービスの説明に関すること
- 7 事故やその後の対応に関すること
- 8 重要事項説明や契約に関すること
- 9 情報管理に関すること
- 10 利用料に関すること

問12 利用者やご家族の方から貴事業所に寄せられた苦情に対して、どのような対応をしましたか。

問13 貴事業所では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 内部の研修や講習会の開催 | 8 事業者独自の評価の実施 |
| 2 外部の研修や講習会への職員の派遣 | 9 利用者による評価の実施 |
| 3 職員の自主学習への支援 | 10 第三者機関による評価の実施 |
| 4 困難事例のケース検討会などの開催 | 11 事故防止対策の立案 |
| 5 サービス提供マニュアルの作成 | 12 利用者への説明の徹底 |
| 6 緊急時マニュアルの作成 | 13 特にない |
| 7 苦情や相談の受付体制の整備 | 14 その他 () |

問14 貴事業所では、今後、新規にどのような障害福祉サービス等への参入を検討していますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 居宅介護 | 14 就労定着支援 (30年度新設) |
| 2 重度訪問介護 | 15 共同生活援助 (グループホーム) |
| 3 同行援護 | 16 施設入所支援 |
| 4 行動援護 | 17 相談支援事業 |
| 5 重度障害者等包括支援 | 18 コミュニケーション支援 |
| 6 自立生活援助 (30年度新設) | 19 移動支援 |
| 7 生活介護 | 20 日中一時支援事業 |
| 8 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 21 地域活動支援センター |
| 9 就労移行支援 | 22 児童発達支援 |
| 10 就労継続支援 (A型) | 23 放課後等デイサービス |
| 11 就労継続支援 (B型) | 24 保育所等訪問支援 (30年度拡大) |
| 12 療養介護 | 25 検討していない |
| 13 短期入所 (ショートステイ) | 26 その他 () |

問15 貴事業所では、新規サービスに参入する上で、課題となることは何ですか。参入の予定がない事業所の方も、参入を想定した場合の課題をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 新たな職員の確保 | 5 施設や事業所の確保 |
| 2 障害に対応できる職員の能力育成 | 6 収益性の確保 |
| 3 新規サービスのノウハウの獲得 | 7 特にない |
| 4 参入資金の調達 | 8 その他 () |

4 利用者本位のしくみづくりについて

問16 利用者の権利擁護について実施していることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 弁護士等との連携（成年後見制度）
- 2 昭島市社会福祉協議会（地域福祉・後見支援センターあきしま）との連携
- 3 その他第三者機関の利用（具体的に： _____）
- 4 担当者（相談窓口等）の設置
- 5 その他（ _____）
- 6 特にない

問17 貴事業所では、利用者やご家族からの意見や苦情等を取り入れるために、どのような工夫をしていますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 利用者・ご家族との面談を行う
- 2 保護者会・懇談会等を行う
- 3 意見箱を設置している
- 4 アンケートを実施している
- 5 連絡帳を利用している
- 6 その他（ _____）

問18 貴事業所では、平成24年10月から施行された障害者虐待防止法などに伴い、障害のある人の虐待防止に向けて取り組んでいることはありますか。

- 1 虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している
- 2 職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している
- 3 職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している
- 4 虐待防止に関する責任者を定めている
- 5 虐待事案の発生時の対応方法等を具体的に文書化している
- 6 障害のある人やそのご家族、地域の人等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している
- 7 地域における虐待防止について、事業者間の連携を図っている
- 8 その他（ _____）

問19 貴事業所では、平成28年4月から施行された障害者差別解消法などに伴い、具体的に取り組んでいることはありますか。

問20 貴事業所では、今後の障害福祉施策について、どのようなことを期待していますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 障害のある人の経済的負担の軽減 | 7 事務手続きの簡素化 |
| 2 自立支援給付費の見直し | 8 支給決定方法の見直し |
| 3 地域生活基盤の整備の推進 | 9 ヘルプマーク・カードの周知・啓発 |
| 4 一般就労の推進 | 10 特になし |
| 5 福祉的就労における工賃の向上 | 11 その他() |
| 6 優先調達推進法に基づく優先調達の推進 | |

5 自由意見

問21 昭島市の障害福祉施策に関して、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

ご回答ありがとうございました。

記入した調査票は、同封の「返信用封筒」に入れて、切手を貼らずに、

平成29年5月10日(水)までに、ポストに投函してください。

昭島市障害福祉計画策定のためのアンケート調査

～ 調査へのご協力のお願い ～

日頃から昭島市の障害福祉施策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昭島市では、平成29年度に予定している障害福祉計画策定の基礎資料とするとともに、今後の障害福祉施策の推進に役立てるため、障害福祉団体に、ご意見やご要望をお伺いするためのアンケート調査を実施します。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、皆さまからご回答いただいた内容は、障害福祉施策を推進するための基礎資料としてのみ活用し、その他の目的で使用されることは一切ありません。

この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成29年4月

昭島市

ご記入にあたって

- ⑥ 濃い鉛筆又は黒のボールペンで記入してください。
- ⑦ 回答は、あてはまる番号に直接○をつけてお答えください。「その他」に回答する場合は、その内容を（ ）内にご記入ください。回答を記入していただく設問もありますので、その場合は設問の指示にしたがってお書きください。

記入した調査票は、平成29年5月10日（水）までに同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、ポストに投函してください。

お問い合わせ先

昭島市 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉係

電話：042-544-5111

FAX：042-546-8855

1 貴団体の概要について

問1 貴団体の名称、連絡先等について差し支えない範囲でご記入ください。

団体の名称			
代表者氏名			
本調査に関する連絡先	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mail		
ホームページURL	http://www.		
事務所等住所	196- 昭島市		

問2 貴団体の平成29年4月1日時点の会員数、運営に携わっている人数をご記入ください。

区 分	人 数	内 訳	
		男性	女性
会 員 数	人	人	人
運営に携わっている人数	人	人	人

問3 貴団体の主な活動場所は決まっていますか。（〇は1つ）

- 1 決まっている → 問4にお答えください。
- 2 決まっていない → 問5へ進む

問4 問3で「1 決まっている」と回答した団体にお聞きます。主な活動場所はどこですか。具体的にご記入ください。

問5 貴団体の運営にかかわる経費の収入源をお聞きます。次の項目から、収入が多いものから順に へ番号を記入してください。

- 1 市からの補助金
- 2 市以外からの補助金（具体的に： _____ ）
- 3 寄付金
- 4 会員からの会費
- 5 事業収入（具体的に： _____ ）
- 6 その他（具体的に： _____ ）

区 分	上記の番号を1つ記入
最も収入が多いもの	
2番目に収入が多いもの	
3番目に収入が多いもの	

問6 活動する上で、困っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 事業の企画
- 2 運営方法
- 3 活動場所の確保
- 4 交通手段
- 5 会員の意識
- 6 後継者問題
- 7 社会の認識
- 8 ネットワークづくり
- 9 行政支援
- 10 財政的支援
- 11 人的支援
- 12 その他（ _____ ）
- 13 特にない

2 障害福祉施策について

問7 障害のある人が市役所等の公的な相談窓口気軽に相談するために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）

- 1 電話・FAX・電子メールで相談できる。
- 2 身近な地域で相談できる
- 3 相談員が自宅を訪問して相談できる
- 4 休日や夜間に相談できる
- 5 専門性の高い内容でも相談できる
- 6 どんな内容でも1つの窓口で相談できる
- 7 相談員から定期的に困り事がないか連絡をもらえる
- 8 障害のある人やその家族など同じ立場の人に相談できる
- 9 プライバシーが守られる環境になっている
- 10 相談窓口に関する情報提供体制が充実している。
- 11 その他（ ）
- 12 特にない

問8 障害のある人が働くためにはどのような支援が必要だと思いますか。（〇は3つまで）

- 1 仕事探しから就労までの総合的な相談支援
- 2 働くための知識・能力を身につける職業訓練
- 3 職場を理解するための就労体験
- 4 求人情報の提供等の仕事を見つめるための支援
- 5 障害の特性にあった職業・雇用の拡大
- 6 短時間勤務や在宅勤務等の柔軟な勤務体制
- 7 通勤経路のバリアフリー化
- 8 障害理解を促進するための職場への働きかけ
- 9 ジョブコーチ※など職場に定着するための支援
- 10 職場環境のバリアフリー化
- 11 生活リズムや体調管理等の日常生活に関する支援
- 12 その他（ ）
- 13 特にない

※ジョブコーチとは、障害のある人が就職を目指して実習を行っている場や職場で、仕事に慣れるための支援や同僚への障害理解の促進等を行う人のことです。

問9 障害のある人が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切だと考えますか。(〇は3つまで)

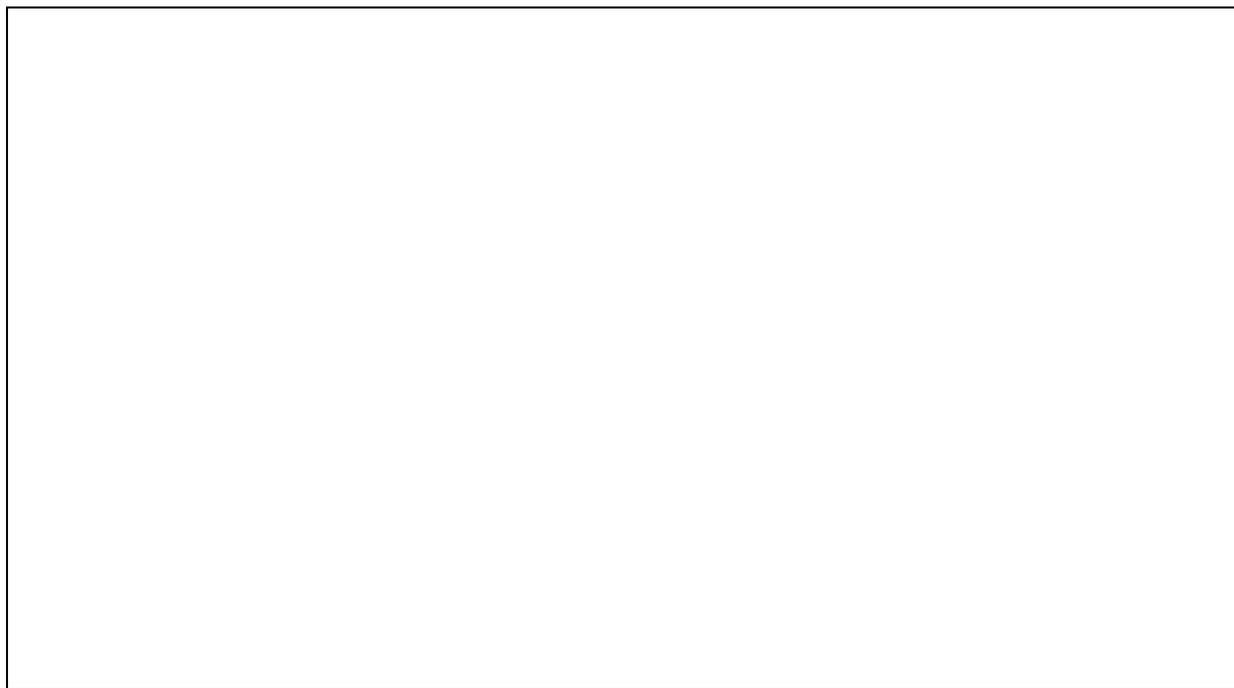
- | | |
|--------------|--------------|
| 1 参加しやすい配慮 | 6 ボランティア等の育成 |
| 2 行事・活動の充実 | 7 家族の支援 |
| 3 施設の改善 | 8 障害のある人の意欲 |
| 4 交通機関・道路の改善 | 9 その他() |
| 5 広報・福祉教育の充実 | 10 特になし |

問10 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。(〇は5つまで)

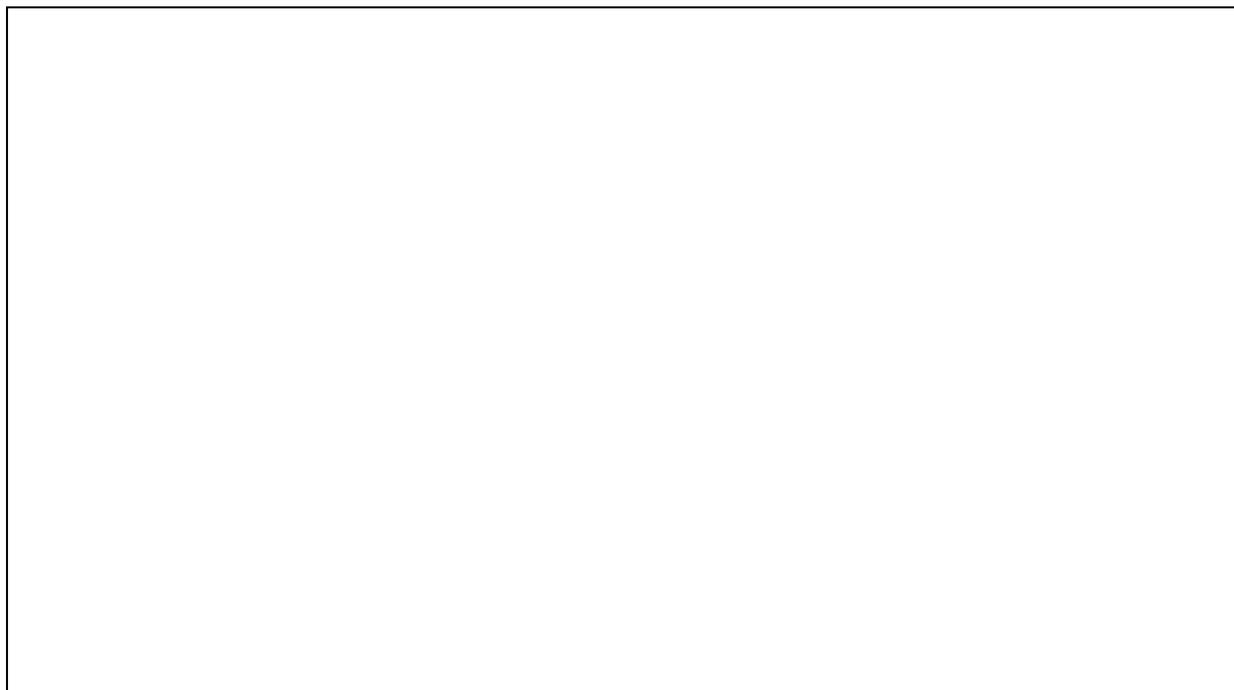
- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 相談体制の充実 | 9 障害者入所施設の整備 |
| 2 手続きの簡素化 | 10 障害者通所施設の整備 |
| 3 情報提供の充実 | 11 仲間が集える場所の確保 |
| 4 人材育成・資質の向上 | 12 公共施設のバリアフリー化 |
| 5 文化活動の充実 | 13 道路・建物のバリアフリー化 |
| 6 ボランティアの育成 | 14 生活の場の確保 |
| 7 保健・医療・福祉サービスの充実 | 15 避難誘導體制の整備 |
| 8 訪問指導の充実 | 16 福祉教育・広報活動の充実 |
| 17 その他() | |

問11 昭島市において、障害のある人を取り巻く主な問題や課題についてどのようにお考えですか。

問12 昭島市において、障害のある人のために今後、特に望まれる施策やサービスは何だとお考えですか。



問13 障害のある人の福祉向上のために、昭島市民にもっと意識を持ってもらうようにするためには、貴団体としてどのようなことができるとお考えですか。



問14 平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。会員などの方で「障害を理由とした差別を受けたと感じたこと」がありましたら、具体的にお書きください。

3 自由意見

問15 昭島市の障害福祉施策に関して、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

ご回答ありがとうございました。

記入した調査票は、同封の「返信用封筒」に入れて、切手を貼らずに、

平成29年5月10日（水）までに、ポストに投函してください。